

令和8年第1回健康福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和8年3月2日(月)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- (1) 陳情第 2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書について
 - (2) 議案第 9号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - (3) 議案第10号 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第11号 白井市高齢者就労指導センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
 - (5) 議案第12号 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
 - (6) 議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (7) 議案第19号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について
 - (8) 議案第20号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第4号)について
 - (9) 議案第21号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
 - (10) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 長谷川 則 夫 委 員 長・武 藤 美砂子 副 委 員 長
柴 田 圭 子 委 員・徳 本 光 香 委 員
石 田 里 美 委 員
伊 藤 仁 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者

参考人 戸 谷 美恵子

佐 藤 せつ子

市執行部

市 長 笠 井 喜久雄

福 祉 部 長 金 井 早 苗

健康子ども部長 池 内 一 成

社会福祉課長 内 藤 篤 司

障害福祉課長 石 田 典 子

高齢者福祉課長 奥 村 敏 直

子育て支援課長 相 馬 正 樹

健 康 課 長 竹 内 崇

保 育 課 長 高 瀬 剛 志

保険年金課長 萩 原 靖 殖

総 務 課 長 齊 藤 祐 二

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局 議会事務局長 松 岡 正 純

主 任 主 事 石 井 治 夫

主 事 金 子 直 史

委員長の挨拶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、長谷川委員長より御挨拶をお願いいたします。

○長谷川則夫委員長 皆さん、おはようございます。本日は午前中に陳情1件と、午後に当常任委員会に付託された議案8件の審査を行います。先日は非常に暖かくて、地元で行われました富士センターフェスティバルに参加させていただきましたけれども、非常に多くの子どもたちをはじめ、多くの方に参加をいただきました。そんな中、暖かかったものですから、野菜も汗をかくほどの暖かさだったので、今日は一転してちょっと肌寒いという陽気になりましたので、体調には十分気をつけていただいて、審議に当たっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

委員会会議につき、議事等につきましては、長谷川委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○長谷川則夫委員長 ただいまの出席委員は5名でございます。

委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、健康福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

これから、日程に入ります。

- (1) 陳情第2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書について

○長谷川則夫委員長 日程第1、陳情第2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書についてを議題とします。

参考人として、新日本婦人の会、白井班代表の戸谷美恵子さんと佐藤せつ子さんにお越しをいただいておりますので、御紹介いたします。

初めに、参考人より陳情の趣旨及び事項について説明を求めます。

なお、説明時間は15分までです。よろしく申し上げます。

戸谷参考人。

○戸谷美恵子参考人 よろしく願いいたします。

件名として、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書。

陳情者住所、白井市清水口2-1-13-503。新日本婦人の会、白井班代表、戸谷美恵子、以下2名です。

陳情要旨。保育所は、子育てを支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るために不可欠な社会的支援になっています。保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善が進まず、職員の負担増が深刻になっています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

国は2024年4月に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改定し、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としましたが、期限の定めのない経過措置が設けられています。また、1歳児の配置基準引上げ5対1については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれましたが、要件が厳しく、対象となる施設が限定されています。

全ての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で、法令改定により基準を引き上げること。3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃すること。保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人一人に対して丁寧な関わりを保障するために、全ての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いです。つきましては、貴議会により国に対して保育士配置基準引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書を提出、採択していただけるよう陳情いたします。

陳情事項。国に対して保育士配置基準の引上げの早期完全実施となるさなる改善を求める意見書を提出してください。

以上です。

○長谷川則夫委員長 これに対して補足説明とかがございますか。

佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 よろしく願いいたします。千葉県保育問題協議会で役員をしております。新婦人の会がその中に入っておりますので、今回、陳情提出ということにさせていただきました。

実は私、自宅が柏なんですけれども、柏でその当時、保育園に入れなくて、それで白井市のほうに預かっていただいたという経過があって、何年か保育園、白井の保育園だったんですけど、そこと、それから保育ママさんをお願いしたような経過がありました。そのときには8時から4時までだったと思います。もう30年以上、40年近くになりますが、そんな前でした。

現状の保育士さんの状況を少しお話しさせていただきますと、今、私が以前は8時から4時まででしたってお話をしましたけれども、今は大抵7時から夜の7時までということで12時間になっていま

す。延長保育をしている人たちもかなり多いわけで、そうした中で保育士さんは必ずそこにいなければいけないので、朝早く出る人、それから、日中の普通の保育にいる人、それから、夜までいる人ということで、時間外の朝の保育士さん、それから、夕方の保育士さんももちろん時間外いますけれども、やっぱりそこに正規の保育士さんも当然いるわけで、そうすると、その人たちの負担がすごく重くなっているというのは、以前に比べて大きな違いだと思います。

それと、保育士さんの仕事内容ですけれども、子どもに関わっている時間が何時間って決められていると、その時間は必ずお子さんのところにいらっしゃるの、事務仕事はほとんど後回しになってしまいます。そうすると、以前は手書きでメモしてなんていうことができて、今はパソコンに全部入力となると、終わってから事務室に来てということが多くなると言っていました。そうすると、パソコンも1人1台設けられているわけではないので、パソコンが空いていないと仕事ができない。また、年齢の高い保育士さんも多いわけで、そうするとパソコンの扱いも慣れていないので、ちょっと聞こうかなと思っても、やはりそういう人がいないので、かなり難しいですというようなお話をされていました。

それと、パソコンで保育記録というのをするんだけど、それはやっぱりかなり簡単に、給食どのくらい食べたかとか、量はどのくらいだったかというのを簡単に打つだけで、細かいことを親御さんにお伝えしたいと思っても、それがなかなか難しい。コロナ禍を過ぎてから、やはり保護者との対面での話す時間というのが制限されていたために、詳しいことができないというふうなことで、日常困っているというようなお話も聞いています。

ついでにその現場の声ですけれども、特に給食の方たちなんかとも話をよく聞くんですけども、職種が限られたところになると人数が少ないので、例えばお休みをしたいとか、ちょっとした休憩を取りたいということも言っても、人数が少ないためになかなかできないということも言っていました。ですから、周りの様子を見ながら、遠慮をしながら、その申出をするということも言っていましたし、それから、県のほうに保育士さんを増やしてください、その補助をしてくださいということを行いましたところ、給食などもできるとは言っていたんですけども、短時間での補助はできないと。1日6時間以上ということを言われたので、頼みたいのは分かっているんだけど、そういう人がいないということも言っていました。

それから、保育士さんの1歳児の加算について、条件が厳しいということであるけれども、県は少しそこに出しているという話も聞いているんですが、ただ、公設の場合には一般財源になっているので、具体的にそれがどんなふうになっているか、ちょっと私どももつかめていません。

それから、1歳児の加算のための保育要件は3つほどあって、処遇改善加算の区分を取得しているか、それから、ICTの利用について登降園簿の記録だとか、計画連絡帳だとかいうのもやるようになっていますが、そこができていくかどうか。それから、保育士さんの勤続年数が10年以上ということがあって、それもかなり厳しい条件なので、ほかの市町村の方にも伺ったところ、やはり若い保

育士さんが多いところなんかだと勤続10年というのはかなり難しくなっているのと、それから、ICTの活用って言っても、ただパソコンを入れればいいというわけではないということなので、その費用が難しいというような、そういうような状況も聞いております。

以上のようなことで、やはり働く条件がよくなれば、保育士さんたちも安心してできるだろうと思います。そのためには、もちろん本来こういうのは国が責任を持ってやっていくものだと思いますので、国に対してそういう意見を求めることで、市町村もお金の部分ではすごく大変だと思うんです。どこの市町村もそういうふうに向っています。だけれども、意見書を求めるということであれば、具体的にお金にはそこには直結しないことで、意見書を出していただくことで、保育は全国同じように充実したものになっていけるようにしていくためにやっていただきたいというふうに思います。

それと、こども誰でも通園制度が4月から実施になりますけど、それこそやっぱり日本全国同じようにということ、どこに預けてもいいというふうになっていきますけれども、そのためにはやはり国からのそういう予算がきちんと保障できるようになっていただきたいというふうに思いますので、いろんな方向で言ってしまいましたが、以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。発言の際は挙手をし、委員長、私の指名を受けてから発言をしてください。

それでは、質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 ただいま大変内容のよく分かる説明をしていただきました。今回の保育士の配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書ですが、今現在、日本の福祉問題は、子どもから高齢者まで多岐にわたる、国を挙げてあらゆる角度から福祉の改善を考え、さらなる財政面でも大変苦慮しているのも事実であると思います。

現在、保育士の資格を持ちながら現場を離れている方、多様な理由があると思いますが、定年退職等で現場を離れている方、潜在保育士の方々もたくさんいるのではないだろうかと思っておりますが、福祉を総合的に考えていかなければならないところ、そういったところからも保育士配置の基準引上げの早期完全実施とさらなる改善ということが今回の陳情ですが、先ほど説明をしていただいて、理解はしているところですが、さらなる現場の状況等の説明も含めた中で、今現在、国の動きをどのように捉えているかということをお聞きしたいと思います。

○長谷川則夫委員長 佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 昨年の4月に1歳児が5対1、その前の年に4・5歳児が30から25対1に変わってきました。それ以後、今のところでは聞いてはいないです。こども誰でも通園制度の実施のほうは今、急務なのかと思いますが、そういうことで具体的な変化というのはつかんではないんですけ

れども、今その程度なんです、それでよろしいですか。

○石田里美委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 今回の件名の保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書案ということで、子どもたちの命を守るという点では、私も保護者の立場とか、あとは保育士さんの立場、よくよくこれは大切なことだなと思っております。

そこで御質問させていただきたいと思います。現在、全国的に保育士さん不足というのは、この白井市にあっても深刻な問題であります。今回、市内の全ての施設というところで、追加の人員を確保できるとお考えでしょうか。もし人員確保できない施設に対して、国や市が基準を満たさないことによって、子どもの定員を削減する指導になった場合、やはり今、白井市においても、まだまだ待機児童がいらっしゃると思います。その中で、さらなるリスクというものがかかると思うんですが、その点についてもどうお考えでしょうか。

○長谷川則夫委員長 佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 一運動をしている団体の1人が、そういうことでお答えできるかどうか分かりませんが、配置基準が変わったからといって、すぐに保育士さんが集まるかというのは、そこは何とも言えないと思います。ただ、今の現状は、もう5歳児は6対1でやっているんですとか、4・5歳児は30対1のままなんですとかということになったとしたならば、やっぱりやめておこう、やっぱり大変だねって。小学校ですらもっと少ないところもあったりしますよね。でも国の基準がそこよりもよくなったら、今年は駄目かもしれないけど、来年の4月だったらできるかなとか、慣らしのために短時間でもちょっとやってみようかなというのはあるかもしれません。ただ、そこは何とも言えません。

人が増えたからといって、例えば事故なんかも起きませんかとかよく聞かれることもあるんですけど、それもやっぱり人がいればいいという問題ではないですよ。ほかにも介護や何かにしても、人がいればいろんな人たちを収容できるかという、そうではないので、人の中身の問題になってくることが多いんだと思うんですが、ただ、人がちょっと増えることで、人としての余裕な保育をする、介護をするという余裕があることだけは大きいかなと思います。私も母の介護をしていますけれども、年がら年中やっているんだったら息つく暇もないけれども、途中でちょっと誰かが代わってくれるって、だから妹と2人でやっているんですけども、それだけでも全然違うんです。だから、そういうゆとりが生まれることで違ってくるということを見ると、今の問題じゃなくて、やっぱり徐々にであつても、これから先そういうふうに増えていくことでよくなっていくのであれば、じゃあやってみようかなというふうに考えてくださる方も多いかなと思います。

余談ですけれども、私の娘がアメリカに住んでいるんです。子どもが4歳児なんです。時々、誕生会の写真なんだなんて言って送ってくるんですけど、誕生会って日本ではクラスでちゃんと先生が準備をして全部やってくれるんです。ところが、アメリカはそんなの無いんですって。何かお母さんが子どもたちのためにやってくださいとお願いして、例えばそこでお菓子を出したいと思えば、親が用意してやるんですって。そういう、何というのかな、仕事の中身も日本とアメリカでは全然違うと。日本は本当に細かいことまで丁寧に対応してくれています。その丁寧に対応するのはやっぱり心の余裕だと思います。そのアメリカの娘のところは4歳児で10人、たまたま写真を送ってくれたので写真で数えてみたら10人、子どもがいた。何と保育士さん2人もいるんです。これだけいけばやっぱり全然余裕だなというふうに思いました。

だから、そういう余裕があるということが保育士さんにも熟知してくれば、徐々に変わってくるかなって。昔の保育士さんたちは、保育って楽しいよねって、人を育てる仕事って楽しいんだって、意味あることなんだってよく耳にするんですけど、今はそういうことを感じないうちに、もう大変だ、大変だって疲弊して、辞めていく方が多いというふうに聞いているので、余裕を持った、全然5対1になったからといって余裕ではないと思います。でも、少しでも余裕を持てるような、そういう保育にしていきたいというふうな願いです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 執行部のほうに伺いたいんですけど、国の基準が改定して、経過措置があるとはいえ、3歳児とか4・5歳児の保育士の受持ち人数が変わりました。白井市内の保育園でその人数、25人に1人とか、そういうのもう対応できているところというのはありますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 私立の細かいところまで把握し切れていないところはあるんですけども、比較的、市内のところにおいては、3歳から5歳の年齢については幼稚園も使えるというところで、今回出されている4・5歳児25対1に、それから、3歳児15対1にというところですけども、配置基準よりも職員のほうは多く配置されているというところが公立としてはあります。

実態として、子どもの中には配慮を要する子ども、加配の対応が必要な児童の保育士もいたりするところがありますが、実情としては、その3歳以上のところについては、配置基準以上の人員が公立のほうはいたりする現実があります。私立のほうについては、実情的にそういったところも含めてどうなのか勘案し切れないところがありますけれども、市内のところでは以上のような形になっています。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 公立については、新しい基準に対応できているというふうに受け取ったんですけど、それでよろしいですか。もう一方で、私立のほうは把握ができていないというところでしょうか。それでよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 正確な実際の現状というところでは、ちょっと把握し切れていないところがあります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、1歳児が6対1に対して5対1にしたら加算されるというような対応がされているようですが、その要件が厳しいということをし参考人がおっしゃられていました。白井市においては、そこについては5対1になっているとか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 公立保育園の1歳児のところの配置の状況についての確認ということでよろしかったでしょうか。

○柴田圭子委員 はい。

○高瀬剛志保育課長 そこにつきましては、毎年度、児童の申込みの状況、それから、職員の配置状況によって、受入れ状況が変わるということはあるんですけども、今年度のところでいきますと、6対1になっている保育園が2園と、1園は5対1の状況になっているというところがあります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そしたら、その5対1になっているところは、加算がされていると思ってよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 公立の場合は、この加算を取るとかという対応がありませんので、私立の法人のほうの対応になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、私立については状況は把握されていますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今年度分のところでの加算の確認というところが、まだこれからというところになりますので、実情として何園がこの加算を取得するかまでは、ちょっと把握し切れておりません。

以上になります。

○柴田圭子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 参考人のほうに伺います。パソコンで保育の記録をするようになって、細かいことまで親に伝えられなくなったということをおっしゃられていましたけれども、コロナ以降、対面が制限されてきた。それでまた意思疎通が図れなくなったということをおっしゃっていました。現状はどうでしょうか。対面でお話しすることはできるけれども、パソコンでの記録にとどまる。それ以上の意思疎通はしていないとか、そういうような状況、どうなんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 すいません、私は保育士ではないので、ちょっとその辺はつきり答えられないところがありますが、制限されていたのが解除というか、あまりそれに対して指摘をされなくなったこともあると思いますが、保育士さんの時間的に余裕がなくなって話をできないということも聞いてはいます。これも園によって違うので、私がちょっとパートで勤めた園については、必ず0、1、2までは廊下に来て、廊下で窓越しに話をしているということもありましたので、全部が全部制限されているわけではないと思います。その保育園は連絡帳そのものがなかったから、そんなふうにしたのだと思います。連絡帳があるところは連絡帳で済むので、お母さんと話しなくてもいいでしょうというふうに指示される場所もあるようです。ただ、その連絡帳というのが、手書きでやっているところばかりではないので、同僚だった人のお母さんに聞いてみると、お昼寝をしているときにスマホで、何か片方の手でとんとんって背中をたたきながら、片方でスマホを打っていて、それで連絡しているということを言っていたので、細かいところはそういうのでは難しいんだろうなというふうには思いました。

以上です。

○柴田圭子委員 ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 参考人の方にお聞きします。やっぱりほかの国などと比べても、日本は本当に保育士さんがかなり苛酷な状況というのは、私も知り合いなどから聞いていますが、保育所での事故が増大しているというあたりで、やっぱり人手不足の影響だと思うんですけど、そういった事例があれば御説明をお願いします。

○長谷川則夫委員長 佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 事故の件数については、正確なところはないですけども、2024年の発表では

3,000件以上、超しているというふうにはありました。その中で8割がけがが多いということで、ただ、死亡事故になっていることもあって、その死亡事故というのは窒息だったり、その窒息というのはお昼寝中のこともありますし、それから、食べ物が喉に詰まって、最近も四街道の裁判の例がありましたけれども、四街道でホットドッグが詰まってということがありますが、リンゴだとか、お団子だとかというのはよく聞きます。

それから、お昼寝でうつぶせ寝をして、それで窒息ということもあります。何年か前に、東金だったかと思いますが、そこでやっぱり初めて預かったその日に、うつぶせ寝でやったとか、あと、船橋でリンゴがというのも聞いたこともあります。

あと、研修でほかの県の事例を伺ったときに、お団子を喉に詰まらせた。お団子はもうみんな注意しなきゃいけないということは十分承知はしているんだけど、保育士さんが食べさせるときに、給食室が出したのだから、これは大丈夫だということでやっているだろうから、配慮をしたと思いますが、それが詰まってしまった原因。今度、給食室の立場から言うと、保育士は日頃、子どもたちをよく見ているわけだから、この子がちょっと嚥下する力が弱いと思ったら、もっと細かくするか、やめておくとかということも考えながらやるんだけど、お互いがそれぞれの相手の立場で多分やってくれるだろうと思ってしまったために、事故になってしまったというふうに言っていました。

そのときに、多分そうだろうというふうに思い込みが一番いけない。思い込みが一番けがや何かでは多いというふうに聞きますけど、でも、そのときに日頃から、例えば給食室と保育士さんとのやり取りとか、ほかの先生たちとのやり取りで、この子どう思うとかってということでコミュニケーションを取っていれば、じゃあ、ちょっとやめておこうとか、給食室に聞いてからにしようかとかという対応策ができたんだろうなと思います。そういう部分でのゆとりがないというところが影響しているのもあるかなと。

それと、バスに取り残されてなんていうのも、あれも事故が起きたところを聞くと、いつもは違う人なんだけれども、今日突然その人ができなかったがために、ほかの人が乗ったんですというようなところで、幾らマニュアルには最後にはチェックするってあっても、慣れないために曖昧に過ごしてしまった。それから、保育士さんたち、来なかったら必ず連絡をするはずなんですけど、その辺も曖昧になっていたという日頃の慣れみたいところがあるんだと思うので、その辺も心配だなと思って、忙しさに紛れてできなかったということも考えれば、人の余裕というのも、それから、それなりの補助もあるといいなというふうには思います。

以上です。

○徳本光香委員 分かりました。ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 陳情する事項についてなんですが、参考人のほうに、国に対して保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書を出すということをお求めくださいということなんですけれども、現実が、保育士がとにかく成り手不足で、逼迫しているという状況があるということをお踏まえると、こういう意見書を出して、そうは言ってもねというふうにならないかなというのがとても気になるんですよね。公立のほうは取りあえず基準は満たしているようなんですけども、白井市内の私立については、詳細は把握していないけど、保育の未来ビジョンという新しいビジョンを白井市は持っているんですけど、そこを見ても保育士の慢性的な不足ということが問題として書かれている、そういう状況なので、配置基準の引上げ、見直してよ。早期に完全実施してよって言われても、先立つものがないということになりかねないんじゃないかという懸念があるんですけど、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○長谷川則夫委員長 佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 先ほどもちょっと簡単に申し上げましたが、基準が変わったからといってすぐに保育士さんが募集があるかというのは、そういうことではないとは思いますが、もしこれで基準が変わらなかったら、絶対増えないだろうなというのは思います。応募してくる人もいないだろうし、ますます減っていくだろうなと思います。

配置基準そのものも変わってほしいのはあるんですけども、それ以外に処遇改善のための加算なども増えてくれるといいなと思っていますが、実は私、支援学校の教員をやっています、支援学校も先生が足りなくて大変な状況です。だから退職してからもやっていたんですけど、その中で昨年は特別に、フルタイムが原則だったんですけども、1週間に2日とか1日でもオーケーですと。だから誰かと一緒にペアを組んでやると採用できますとか、それから、時間もフルじゃなくて7時間にしますとかって言って、緩和した条件でやったことで少し潤った現状もあります。

ですから、フルタイムの8時間労働ということに限定してやってしまうと駄目であれば、3時間でも4時間でも、それに対して国ないしは県が補助をしてくれると、少し潤いが出てくるので、そういうのが分かってくると、保育士さんの応募も増えるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、執行部のほうに伺います。今、参考人がおっしゃったようなフルタイムではなく3時間、4時間とか、週に何日かとかいう勤務体系は、会計年度任用職員さんとかで賄われていると思うんですけども、実態としてはそういう方がたくさん勤めていて、働く環境は柔軟な対応がされているのでしょうか。その実態がどうなのかよく分からないので。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 保育士の、特に会計年度さんたちの働いている実情についてというところでお

答えをさせていただきます。公立のところでのお話ということで御理解ください。

公立のほうでも約100人程度の会計年度さんたちに助けられて、保育現場を運営しているというところがあります。特に先ほど説明の中にも出てきたんですけれども、今の保育については8時から16時という時間帯だけではなく、朝の7時から夜の7時までという働き方の中では、時間外の保育というところの職員の確保も非常に重要になってきます。お昼だけ職員がいれば賄えるものではなく、時間外のところでそうした会計年度さんたちの助けがあつて、保育現場を運営できているというところになりまして、一定数そういった朝、夜であつたりとか、それから、土曜日であつたりとか、そういったところで会計年度さんたちが集められないと、うまく保育現場が回せないというような実情がありまして、全てではないんですけれども、そうした短い時間の会計年度さんたちの雇用も一部あるところにはなります。

安定した保育というところでは、引継ぎ等をする面では短時間より長時間のほうがいいというところはあるんですけれども、正規職員だけではなく、そうした会計年度さんたちとともに保育現場を担っているというのが実情になります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 公立はまだ私たちも身近で様子が分かるというか、予算書とかにもいろいろ出てきますし、何となく推察できるんですが、私立についてはどの程度把握されているのでしょうか。今回の陳情事項は、公立に限らず私立ももちろん含まれていると思うので、私立の状況というのを市ほどの程度把握されているのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 私立の短時間の雇用の状況というところでの御質問だったと思います。詳細までは、すいません、把握し切れていないところがありまして、実際、実績報告とかをいただきながら、時間外等を含めた短時間の雇用の保育士さんたちがどれだけいるかというところにはなってくると思うんですけれども、実際、私立も含めて保育現場のほうについては、そうした保育士さんたち、正規職員だけじゃなくてパートさんたち等を含めて現場を回しているというところがあります。ちょっと正確な数字というところでの御回答が難しいんですけれども、一定数そうしたところを確保しながら、私立のほうも園を運営できているというふうには認識しております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 先ほどアメリカの例があつたんですけど、保育士さんのこの今回の配置基準については、ほかの国と日本との比較というのはどうなっているのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 私ども署名を国に対して出しております、そこでこういう資料をつくっているんですけども、その中では、日本は例えば4・5歳児が25対1のところ、フランスでは15対1、スウェーデンでは18対1で、実質は保育士さんが何人もいるということなんです。実質は6対1というふうになっていると聞いています。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 陳情事項について伺います。早期完全実施とさらなる改善って書いてあります。このさらなる改善という中身について、どんなことをお考えなのかをお尋ねします。

○長谷川則夫委員長 佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 具体的に言うと、全年齢でゼロ歳から5歳児までの年齢を、もっとよくしていただきたい。例えば、ゼロ歳児が3対1というふうになっていますが、でも、自分の子どもが1人でも大変なのに、それを3人、片方で御飯をあげながら、片方でおむつを替えて、寝返りなどしようものなら、ちょっとそこ危ないなんて見るだけでも、3人を一度に見ているなんていうのは大変なので、全年齢でということでの見直しを私たちはもっと要求していきたいというふうに思っています。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 署名もされて活動されているということで、先ほどから、やっぱりみんな頭にすぐ浮かんでしまうのは、保育士不足じゃないかということだと思うんですけど、一応、参考までに、それに対する活動とかもされていれば、ちょっと御紹介いただきたいです。

○長谷川則夫委員長 佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 今、仕事に就いていない人たちに就いてもらうようにということは、接点がないので何とも言えませんけれども、ただ、今、現場で保育をしている方たちについては、今の保育が少しでも楽しく、それから、楽にというか充実してできるようにするためには、そういう研修活動をしたり、それから、ただ単に、相談する人もいないということもあるので、そういう相談事業もしたり、それから、おしゃべり会をするような、そういう機会も設けています。

それと、これからの人たちに関しては、昨年、和洋女子大のほうで研修会を実施させていただいたんですけども、そのときに、その保育士養成課程の先生と相談した上で、その授業を一緒に行うということにして、私どもが実技講座なんかを、日頃、大学では遊びの実技なんていうのはやらないようなので、私たちは実際に役に立つそういう講座もやっているの、そこに学生さんにも一緒に

参加していただいて、それで保育士さんってこんなふう楽しく、こういう技術や知識を持っていると、もっと有効にできるんだということをお伝えするような形で、終わったときには、まずは保育士さんが楽しめた、保育っていいなって思えることなので、そういうことも大学のほうと連携を取ったりもしました。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに。

柴田委員。

○柴田圭子委員 執行部に伺います。さっき1歳児で1対5にすると加配があると。それは白井市のほうはもらっているらしいということですが、公立の保育園と私立の保育園と加算の金額とか違いますか。どのくらい加算で、一般財源に入ってくるとかさっき何か聞いたような気がするけど、どのくらい分かかりますか。それと私立と金額の差があるのか。

○長谷川則夫委員長 池内健康子ども部長。

○池内一成健康子ども部長 それでは、お答えいたします。具体的な金額は分からないんですけど、考え方としましては、私立保育園のほうについては公定価格のほうでの加算という対象になりまして、公立園につきましては市役所の職員の枠組みの中での配置となりますので、別枠での人事というか国の手当、公立園については地方交付税等の中での組み込みになっているのかなと認識をしております。考えております。

以上でございます。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 ちょっと先ほどと続けてで、保育士不足の懸念ということが、まずこの配置基準を充実させてというのが言われてしまうんですけど、私も調べると、やっぱり署名、請願活動というのは、今回は配置基準をまず基本として、よくしようという訴えですけど、活動としては恐らく、これを充実させるための予算ですとか、保育士さんの給料自体がやっぱりほかの職種より少ないから、それをもっとよくするとか、あと、労働時間を減らし、人を増やしてほしいという要望も並行してやられているという感じでしょうか。

○長谷川則夫委員長 佐藤参考人。

○佐藤せつ子参考人 おっしゃるとおりです。配置基準と併せて処遇の改善ということが必要で、処遇改善ということになると、もちろん給料が増えるのもそうなんですけれども、休憩時間が取れるとか、お休みが取れるとか、それから、公立は週休2日になっているんだと思いますが、それを実施するためには、民間の場合には結局、土曜日に保育園を開けていると、その分をほかの日にお休み

を取るということになるので、そうすると、そこの分の手が必要になってくる。だから配置基準が、例えば1歳児が5対1になっていたとはいえ、土曜日に出勤したら、そこの担任は別の日にいないということになるので、そういう意味での処遇は本当に改善が必要だと思います。あわせて、学童保育所のことなんかも請願としては内容に入っています。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 今、処遇改善等加算のお話が出ましたが、これは執行部にお伺いいたします。賃金改善や人材確保、定着を目的とした国の制度ですが、2025年度から処遇改善等加算が一本化されますが、その内容について質問いたします。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 処遇改善加算の一本化のお話だったかと思います。処遇改善加算については、加算の要件とかが今まで分かりづらいというところがありましたので、今年度、国が要件の整理をし直したところになっているんですけども、実際に要件が大きく緩和されたとか、そういったところではなくて、申請に必要な条件の捉え方が変わったというようなものになっております。

今回の配置基準引上げに係る、特に公定価格、給付費というところで考えますと、公定価格の引上げだったりとか、処遇改善に係る補助金とかというところが、今後も含めて見直されていく必要があるものと想定しております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 石田委員。

○石田里美委員 処遇改善が加算分が3つの区分に分けていくというふうになっていくんであると思いますが、今の答弁にありましたように、確かに賃金以外の措置とか役割、いわゆるそういう役職に就く方の加算も含まれた処遇改善でよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 はい。保育士の年数とか、そういったところも要件になっていたかと思います。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今の処遇改善のところ、確認ですけど、それは一般財源ですか。それとも国から幾ばくかの加算措置といたしますか、何かほかに来ていますか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 処遇に係るお金の話として、一つ、公定価格については、給付費という形で国、

県、市等で負担するところが出てきます。それから、処遇改善の補助金の方になるんですけども、そちらにつきましても県の負担であったり、市の負担であったりというところで、一部白井市においてもそうなんですけども、さらに市の独自加算というところで上乗せした加算をしている市町村等があるような状況になっております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 市の独自加算で上乗せしているところもあるということですが、白井市はどうですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 白井市では、独自に1万円を上乗せして交付しております。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

皆様に申し上げます。この後、討論、採決というふうに進んでまいりますけれども、今の陳情に対して趣旨採択をするというような御意見はございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 分かりました。それでは、この後、討論の中でお諮りをしますので、討論の中で採択もしくは趣旨採択を述べていただいて、討論をしていただきたいと思います。

それでは、再開をします。1時間たちましたので、ここで休憩いたします。再開は11時10分。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○長谷川則夫委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。

討論に当たっては、陳情2号に対する意見を述べてから討論を行ってください。

討論ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 趣旨採択で討論をいたします。

先ほどから委員の皆様も、保育士不足の懸念の意見がたくさん質問も出ておりますが、そういった中でも配置基準の見直し、今回、見直しの目的として、大きく保育士の負担軽減というので6対1が5対1というふうに、保育士のストレスの軽減にもつながるといふところの負担軽減という目的で見直しが図られています。そして、保育の質の向上、一人一人に手厚い保育を提供できるようにといふところ。もう一つの見直しで、保育士1人当たりの担当人数が減ることで、子どもたちの安全確保もしやすくなりますといふふうに、見直しの改善が図られているところだと思います。

今回、早期完全実施といふところで、国も保育士不足の改善につながるよといふことで基準の見直しをしているところだと思いますので、白井市においても保育士の人材確保といふことで、人材バンクにも、既に新しく保育士募集といふので2月27日にも更新がかけられておりました。そういったところでも早期完全実施といふところも見えるところであります。

そういうことから、十分この内容の趣旨には賛同できるところはあります。そういう観点から趣旨採択を希望いたします。

○長谷川則夫委員長 ほかに討論ございますか。

討論ありませんか。〔「ちょっと待って」と言う者あり〕よろしいですか。

徳本委員。〔「待ってって言ってる人いますよ」と言う者あり〕

○徳本光香委員 この陳情について、趣旨採択に反対、原案に賛成の討論をいたします。

先ほどから本市保育士不足なのに配置基準をきちんと守らせるようにしたら、さらなるリスクがあるといふような発言まであったんですけど、私はそれは逆だと思いますし、今、趣旨採択に反対なので、その理由を述べますが、白井市も人材バンクを更新して、完全実施が行われそうだといふことを言っていました、この保育士不足の中で、国といふのは誰でもスマホで短時間、子どもを預けられますよといふような、ますます保育士さんが少ない上に負担をかけるよな、安全面ではリスクも高い、それこそリスクも高い保育士さんに負担をかける制度をやっているわけです。

また、12月議会でも可決がされたんですけど、保育士不足の中で何をやっているかって言ったら、地域限定保育士といふて、きちんと研修とか実習とか、子どもたちに直接接して安全を守るといふ、そういう研修や通学をせずに保育士になれるといふ、条件緩和をして保育士を増やすといふよな、とても矛盾する政策を同時に打ってきているわけで、こういったことを本当に根本的に解決するためには、ほかの国の紹介もありましたけれども、今、配置基準がとても緩いといひますか、日本では4・5歳児を25人に対して1人の保育士さんが見ればいいといふことになっていて、これ厳しくしたとて安全になるわけではないんですといふ答弁も参考人のほうからありました。スウェーデンでは6人の4・5歳児に対して子どもが1人、4倍の人手で子どもたちを見ているといふ実態がある。

今、実施がされなさそうなのは、期限の定めなく経過措置がずっと設けられていて、1歳児の配置基準、5歳5人に対して1人保育士さんがつくといふことも、正式な法令の改定がされていないといふことで、国が本気で保育士さんを増やしたり、子どもたちを安全に手厚く見るといふ気がないこと

が分かると思います。これをきちんと守ってもらうためには、まずは配置基準のほうをきちんと守るものにするということで、保育士を本気で増やさないと、この配置基準を守れないというふうに動き出すためには、この陳情を実施するように国を動かしていくことが必要だと思います。

私の周囲にいる保育士経験者とか、現役の20代の保育士さんいるんですけど、本当に子どもが好きで保育士を目指しているわけなんですけど、家族に泣きつくぐらい疲れ切ってしまっているんですよ。先ほど連絡帳もなかなか書けないということがありましたけど、今のままだと、もう本当に遊んだり散歩したりするときの目配り、トイレの介助などしていれば、ほかの子は見られないということになりますし、とにかく人手が十分配置されるような基準というのを守るべきものにしていくということで、それを守るために国もちゃんと予算をつける。数万円のアップではなくて、給与も抜本的に国が補助することで上げていく、そういう動きをつくるために、この陳情の内容というのは必要だと思います。

また、保育士不足に対しても、当然先ほどお話があったように、楽しく仕事ができるような活動ですとか、保育士さん自体を増やしていく活動というのも全国で行われていますので、今必要なのは、実態無理だから配置基準をきちんとするのがリスクだということではなくて、守るべきものにしていくことだと思います。

条件がよくなることで、やはり保育士さんが安心して働けるという条件が整って、それでこそ保育士になろうという人が増えるのであって、今の状態では本当に学校の先生と同じで、ともすれば苦しい仕事ということにもなりかねないと思います。そういう悲しい実態を変えるためにも、ぜひこの書かれているような保育士等職員の負担を軽減するために、基準を経過措置でなく、きちんと法令化していくことが必要だと思います。

最後に、保育園にも勤めている根本市議の助言も借りて一つ言いますが、命を守るという上では、災害時の対応というのも大事になります。今ゼロ歳児は、3人に対して1人保育士がつけばいいということになっているそうですけれども、いざ逃げるといふとき、3対1で赤ちゃん連れて逃げられるのかというような、本当に命に直結する問題もあると思います。目をそらさずに、国にちゃんと動いてもらうためにも、この基準を守るよう国に求めるということぐらい、白井市議会ではきちんと出せたらと思います。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに討論ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決しますが、採決に入る前に先立ち、採決の方法について申し上げます。

陳情第2号に対しては、石田議員から趣旨採択を求める提案がありました。

初めに、石田議員から提案された趣旨採択について採決いたします。

陳情第2号について、趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立2名です。可否同数となりました。

起立2名、よって可否同数であります。〔「賛成か反対か聞かないんですか」と言う者あり〕原案については、この後、2名ということで、もう確定しておりますので、可否同数と認めます。よって可否同数であります。〔「賛成、反対って分かんないんじゃないですか」と言う者あり〕要は、この状態で趣旨採択が2名で、この後、採択すべきものを採択すると申し上げたので、ここで可否同数決まっています。2人が立ったとしても、賛成の。ですから可否同数ということで、反対はないということになります。〔「趣旨採択に反対はない」と言う者あり〕はい。これに対して反対はないということで可否同数。4人いますから、よろしいですか。〔「すいません、よく分かりません、私」と言う者あり〕今、趣旨採択でお二人が立ったので、あとの委員が残る2名ですよね。2名の方は否決ということはありませんので、まず可否同数で〔「何で否決ということがあり得ないんですか」と言う者あり〕趣旨採択が2名ですから、残ったところで2名ですよね。〔「最大で原案賛成で2対2はなるかもしれないけど、反対っていう人もいるかもしれない。討論していないから分かんないじゃないですか」と言う者あり〕

すいません、暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時25分

○長谷川則夫委員長 再開いたします。

起立2名でございます。よって可否同数であります。

ただいま報告したとおり、可否同数でありますので、白井市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において陳情第2号の可否を採決いたします。

陳情第2号について、委員長は、趣旨採択とすべきものといたします。

したがって、当常任委員会に付託された陳情第2号は、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、陳情第2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書についての審査を終了いたします。御苦労さまでございました。

ここで休憩をいたします。会議の再開は13時30分となります。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時30分

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

市 長 の 挨拶

○松岡正純議会事務局長 会議の再開に先立ち、御出席いただきました笠井市長に御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日の健康福祉常任委員会では、議案の第9号から議案第12号、議案第18号のうち、健康福祉常任委員会が所掌する科目及び議案第19号から議案第21号の8議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後公務のため退席をさせていただきます。

午前中に引き続き、議事進行につきましては、長谷川委員長をお願いいたします。

○長谷川則夫委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。また、発言は必ず挙手の上、委員長、私の指名に基づいて行ってください。

(2) 議案第9号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○長谷川則夫委員長 これから日程に入ります。

日程第2、議案第9号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 2025年10月に就労選択支援が創設されました。この制度について少しお伺いしたいんですが。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

就労選択支援についてですが、障がい者本人が就労先、働き方によってよりよい選択ができるよう、

就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する事業でございます。1か月の間にアセスメントを行い、一般就労、就労継続支援A型、B型、どの道に行くのが一番よいのかを確認、認定する事業になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 現在、利用者は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

就労を希望する障がい者の方が対象なのですが、今年度は、就労継続支援B型の新規利用者が主な対象となっております。支給決定している方は2名となっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。大丈夫ですか。よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第10号 白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第3、議案第10号 白井市重度心身障害者の医療助成に関する条例及び白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員　こちらは、障害者の方の受給者証の情報をマイナンバーカードにひもづけるという内容なんですか。

○長谷川則夫委員長　石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長　お答えします。

重度心身障害者の医療費助成及びひとり親家庭医療費等に関するものになりますが、こちらは紙の受給券に替わり、マイナ保険証としての利用登録を済ませた個人番号カード、または所要の設定を済ませたスマートフォンの提示によっても受給権者であることが確認できるように、表現を総称し追加するものとなりました。

以上です。

○長谷川則夫委員長　徳本委員。

○徳本光香委員　まず、質問について、受給券に替わってマイナンバーカードや、その機能を持っているスマートフォンでも、大丈夫ということなので、それは、受給者のそういう情報をマイナンバーカードにひもづけるからということですかという質問でした。

○長谷川則夫委員長　石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長　お答えします。失礼いたしました。

おっしゃるとおりです。

○長谷川則夫委員長　徳本委員。

○徳本光香委員　替わりにということなんですけど、文章を読むと、替わりにということなんですか。紙のほうも使い続けられる上に選択肢が増えるという認識だったんですけど、それでよろしいでしょうか。

○長谷川則夫委員長　石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長　お答えいたします。

説明のほうは不足しておりました。紙の保険証も当面の間は残るものになっておりますので、スマートフォンとかにマイナ保険証のほうにひもづいている方については、こちらのほうもお使いいただけるようになります。

以上です。

○長谷川則夫委員長　徳本委員。

○徳本光香委員　当面の間というのはいつまでなんですか。もう完全に切り替えていく流れなんですか。

○長谷川則夫委員長　石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

こちらにつきましては、医療機関との連携ということにもなっておりますので、医療機関のほう
が、そのようなマイナ保険証に受給者証をひもづく仕組みをつくっていただいている方と、市のほう
が情報を出しているものと突合していくという形になりますので、そちらの医療機関等の準備等進め
ていく中で、まず、白井市としては、紙の保険証もお使いいただけますが、そういったひもづいてい
る方については、そちらを使っていただくことができるという形で、白井市のほうは設定している
という形になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 シンプルに、医療機関のほうの準備次第と聞こえたんですけど、紙の受給券のほう
は使い続けられるんですか、国の制度上。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 そのような形になります。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 障害者の方本人のマイナンバーカードの申請数と障害者の方、今回対象の重度の方
とかですけど、マイナカードの申請数と全体における申請率はどのぐらいでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

マイナンバーカードの保有率の関係につきましては、障がいのある方の人数というのは、こちらの
ほうでは把握しておりません。

もう1点ありました重度心身障害者医療費助成を使っていらっしゃる方は、対象人数、令和7年3
月31日現在になります、662人となっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、今回対象になる障害者の方がどのくらいマイナンバーカードを申請してい
るかとか、実際利用しているかどうかというのは分からないということでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

何人かというところまでは、把握していません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 人数は把握されてないということですけど、利用実態とか支障、そういったことは、
支障がないとか、分かる範囲でお答えいただければありがたいです。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

マイナ保険証の取得状況が69.6%となっておりますので、当市の障がいのある方についても参考になる数字なのではないかとは思っておりますが、こちらはあくまでも両方お使いいただく、紙でもよろしいですし、マイナ保険証のほうでも構わないですというところの仕組みを変えているという形になりますので、具体的な人数については、申し訳ございません、分かりかねます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。ほかに質問は。

石田委員。

○石田里美委員 先ほど答弁の中で、病院側からの提供、市のほうからの提供というお言葉がありましたが、申請者全員ではもちろんないと思いますけど、どういったときに市のほうから情報提供をされるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

今回の制度につきましては、自治体のほうで把握している情報を一定のところに、MPMHのシステムのほうに情報を渡します。そこに、医療機関が仕組みが準備できているところから情報を取りに行くという形になりますので、こちらは情報をまず上げておく、情報を医療機関が取りに来てもらうという仕組みになっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 石田委員。

○石田里美委員 それは毎年マイナンバーカードを申請するしない関係なくしての情報提供ということですか。あくまでもマイナンバーカードのひもづきということでもいいのか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 こちらの議案に反対いたします。

そもそも、私たち日本共産党としては、マイナンバーカードは安全です、便利ですということが事

実だと思っ
ていません。本人と他人との取り違
いですとか、危険な事故に対するき
ちんとした対策も不十分だと思っ
ていますし、特に今回、重度の障
害者の方に対するサービスとして、
どのくらいの方が実際に使ってい
るのかとか、実際使ったの支障と
いうのもあるんじゃないかと思っ
ているんですが、そこら辺も、先
ほどの質問では全く把握されてい
ないしできない状況のようです。
そのような中で進めていくべき
制度ではないし、これがどんどん、
今のところは紙の券も使えるとい
うことなんですけど、実際マイナ
ンバーカードを申請した人は何か
メリットがあるけれど、そうじゃ
ない人はデメリットになっている
ということもありますので、余計
にこの制度に取り残される人が出
てきてしまうのではないかと心配
なので、反対いたします。

以上です。

○長谷川則夫委員長 次に、賛成
討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 ほかに討論
はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はない
ものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常
任委員会に付託された議案第10
号は、原案のとおり決定することに
賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立3名
であります。

したがって、当常任委員会に付
託された議案第10号は原案のと
おり可決されました。

(4) 議案第11号 白井市高齢者
就労指導センターの設置及び管理
に関する条例を廃止する条例の制
定について

○長谷川則夫委員長 日程第4、
議案第11号 白井市高齢者就
労指導センターの設置及び管理に
関する条例を廃止する条例の制
定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会
議で説明を受けておりますので、
これより質疑を行います。質疑
ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今回、高齢者
就労支援センターの設置管理条
例を廃止するという議案なんです
けれども、高齢者就労支援セン
ターは、御存じのとおり、芝刈
機とか、いろいろ器具が置いて
ある場所でもあります。駅前に
活動拠点をシフトさせるという
ことを説明受けていますけれど
も、そういうグッズや何かも、
そこを閉じてしまうと置場とか
に困らないかと思うんですけれ
ども、そこら辺についてはどう
いうことを考えておられるでし
ょうか。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 高齢者就労指導センターが廃止後も、高齢者の就労支援は見直しを行った上で委託事業をする形で継続をしていく予定となっております、今おっしゃられました、講習会などで使う備品につきましては、基本的にはシルバー人材センターのほうに管理をしていただくような形で考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは、今たくさんある備品は、今ある就労支援センターの中に置いたままにしてもいいということになるのでしょうか。無償で置かせてあげるといえることですか。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 当面の間は、今の施設の中の倉庫等を使っていただくようなことで考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それから、大部分の機能を駅近のセンターとかで行うということの説明も受けていますけれども、これは、使用料とかが発生するようになりますね、今までは無料だったかもしれないけど。そういうところについてまでお考えですか。使用料を徴収するとか、シルバーが使用料を払うようにするとか、あるいは減免するだとか、そういうようなことまでは考えておられますか。まだそこまでは考えておられないですか。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 実際に講習内容等のやり方等も含めまして、これから詰めていくようなところになりますが、基本的には市のほうから、委託事業としてシルバー人材センターのほうにお願いしたいと考えておりますので、市のほうで実施するということから、シルバー人材センターのほうには負担を求めないような形になるかと思えます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。大丈夫でしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 資料を読ませていただくと、アンケートも取っていて、就労指導センターを廃止しても、この就労という機能にこだわるような内容にも受け取れたんですけど、シルバー人材センターのほうから、まさに私はこれをやったらどうかと思ったんですけど、就労指導に特化した講習会を今は実施しているけれども、生きがいにシフトした内容とか、子育て支援をあまりやってこなかったから、2人で1人分の仕事をしたりするんだっただけならできるかもというような、結構前向きな、ほかの世

代とも交流するような、支援するような内容も出ているんですけど、センターをなくしても就労指導という機能にはこだわるのでしょうか。それとも、もうちょっと幅を広げた取組をしていくのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今委員がいろいろおっしゃっていただいたとおり、これから実際やっていく講座については検討していくような形になりますが、就労指導センターを廃止しまして、今までやっていた講座を地域展開、駅に近い場所で行うことでより参加しやすいような状況にしたいと考えていまして、内容についても、やはり就労指導、就労支援というような観点で行いたいと思っております。

あと、高齢者の中でも特に高い年齢の70代ぐらいの方をターゲットといいますか、主眼に考えておりますので、単に就労だけでなく、生きがいくくりにも寄与するような内容を考えていきたいと思っております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 センターでのアンケートを見させていただくと、必ずしも80代以上の方は、就労に必要な技能の向上というのは、25.8%ぐらいしか拡充を望んでいないということがあったり、60代前半の方は、5割未満しか就労に必要な技能の向上、拡充は望んでいなくて、それ以上に60代前半の93%が教養を深めて発表もできる機会が欲しいと言っていたり、70代後半の方も83%が教養を深めて発表したいというような、かなりやりたいことというのは就労以外にもあるようなので、そういうものも取り入れて、今後考えていくということでもよろしいでしょうか。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 アンケート等でいただいた意見も踏まえまして、検討していきたいと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今後、駅近くでやる講習などはシルバー人材センターに任せる予定となっているようなんですけど、この議案自体は、センター廃止だけであって、その後どこに任せるとか、例えば公平性の観点というのは、この後、障害者支援センターでも出てきますね。公平性の観点ということで、1つに初めから任せることに決める必要はないと思うんですけど、どこに委託するかまで決める内容ではないですよ、この議案は。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ちょっと今のところなんですけど、シルバー人材に任せるということも、まだ未定であると。シルバー人材に業務委託する予定だとばかり思っていたんですけど、そうではなくて、そこから考え直すんですか。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今考えていますのは、シルバー人材センターが、これまでいろいろな講習をやってきていただいてノウハウを持っていますので、考えとしては、シルバー人材センターに委託したいと考えております。ただ、徳本委員がおっしゃられたとおり、今回については条例の廃止でありまして、その後の実際の内容につきましては、これから詰めていくような形になりますので、そういう意味で、まだシルバー人材センターに必ず委託するというような形ではないという意味になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 設置管理条例見ると、業務として3項目、高齢者の就労に必要な技能の習得事業とか、各種講座等高齢者の教養の向上を図る事業とか、その他設置の目的を達成するために必要な業務とか、業務の内容も書いてありますし、指定管理がこのようなことをしますというようなこと、あと、利用者はこういうことしますという、全て一応設置管理条例の中に入っていますよね。これを廃止するとなると、全くなしになってしまうんです。そうすると、何の担保もなく過ぎてしまうことにならないか。これを全くなすのか、どういう形で引き継ぐべきところは引き継ぐという形にしていけるのか。業務委託だと契約になるんですか。設置管理条例を全くなくしてゼロにするというのはちょっと無謀かと思うので、この中の趣旨とか意図とか目的とかを引き継ぐための受皿というのか、それはどう捉えたらよろしいんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 金井福祉部長。

○金井早苗副支部長 私のほうからお答えをさせていただきます。

シルバー人材センターにつきましては、高齢者の臨時的、短期的な就労の機会の確保であったりですとか提供を行うということが法で定められております。

そうした中で、これまで高齢者就労指導センターも指定管としてお願いをしている中で、委員おっしゃるとおり、高齢者の就労に必要な技能の習得ですとか、教養の向上を目指すための事業をこれまで行ってこられました。また、シルバー人材センターにつきましては、法で定められております団体で、千葉県知事から認可を取った公益法人ということもございます。そうした中で、市としても支援をしていくべき団体であるというところで、市といたしましては、基本的には、議案自体は確かに廃止の条例ということではございますけれども、先々、シルバー人材センターに就労の関係の講座であるとか、生きがいであったり高齢者の方が市で活躍できるような、そういうようなことを今後お願い

していきたいとは考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、業務委託になるんだという話ですけど、確認としてはそれでよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今のところは、業務委託という形で考えております。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、来年ですから、契約の形態としては、3号一者随契ということで想定しておいていいんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今のところはそのように考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 こちらの高齢者就労指導センターの廃止に関する議案に賛成の討論をいたします。

賛成ではあるんですが、質問でもお聞きしたように、必ずしも高齢者就労というのをよしとして推進するのだけが大きな目的ということにこだわらず、アンケートの結果にもあるように、今まであまりアクセスがよくななくても喜ばれてきて、100人以上受けてきた講習などもあるようなので、それを続けるということもいいと思いますが、生活の中で、自力で生活できることとか、ほかの人のお金が稼げなくても役に立つこととか、いろんな世代で交流できることなど、駅前だからこそできるような活動に力を入れてほしいと思います。

また、今の質問でも、一者随意契約の予定ですということ、一応予定としてはシルバー人材センターだけを対象に見込んでいたように思いますが、私はこの後の議案でもあるように、公平性という言葉についてすごく疑問というか基準をどう考えているんだろうと思っているので、これを機会に、別にシルバー人材センターに絞らずとも、協力してもっと広い視野でできるような活動を考えた

りですとか、高齢者だけを対象にしない取組みたいなものにチャレンジしていただいてもいいし、市民の方に力を貸してもらうようなやり方でもいいのではないかと考えています。

今回の、そこまで決めるものではないということで、廃止というところまで賛成いたします。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに討論はございますか。討論はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 賛成全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第12号 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第5、議案第12号 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございますか。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 令和10年度以降の運営方法に関するアンケートを取られたと思います。いろんなアンケート内容ですごい充実したアンケート内容だったと思います。このアンケート以外に何か周知されたことはございますでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 それでは、利用者、保護者の皆さんに対する周知というところで、経過をお答えさせていただきます。

令和7年9月ですが、生活介護きらりの保護者会に出席し、市が障害者支援センターを民間移管する方向で検討していること、説明会とアンケート調査を実施するので忌憚のない意見をいただきたいと説明いたしました。その後、10月の利用者保護者説明会の際、説明会にお越しいただけなかった方全員に説明の資料を送付させていただき、11月に実施するアンケート調査の協力をお願いいたしました。また、利用者を担当されている相談支援員が多く出席する地域自立支援協議会の各部会において、市の方向性を説明し、情報の共有を行いました。なお、アンケートの調査結果や現在の進捗状況など

について、利用者、保護者の皆様に随時お知らせさせていただいており、今後も保護者会などに出席させていただきながら丁寧に説明していきたいと考えているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 ありがとうございます。民営化というところで、令和10年4月1日から民営化となりますが、民営化となる効果を伺います。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 民間移管による効果ということの御質問にお答えいたします。

現指定管理者を含め、市内で自立運営されている民間事業者は、障害の特性やニーズに応じたきめ細やかな質の高いサービスを日々提供していただいているところです。しかしながら、現指定管理者制度では、公の施設として管理運営する上で、条例や規則により開所時間、休所日の制限、定員の制限、自主事業申請手続等、運営上の制約が大きく、市の関与が大きい状況です。今回、指定管理者から民間移管することで市の関与は最低限とし、民間事業者の専門的なノウハウを最大限活用することで、サービスの質のさらなる向上が効果として期待されます。

1例として、ハード面では、車椅子用のスロープの取付け、視覚障がい者が空間把握しやすい設備の設置などがあり、ソフト面では、利用者のニーズに応じた施設の開所時間や定員変更などの柔軟な運用が考えられます。そのほか、市の財政負担の軽減として、指定管理料の支払い、修繕料の負担及び担当職員の事務負担などの施設保有コストが削減でき、将来的な財政負担の軽減が効果として期待できると考えているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 いっぱいあるので、どれから聞いたらいいのか分からない。

○長谷川則夫委員長 一問一答で、すいません、お願いします。

○柴田圭子委員 ではまず、去年1回説明をしていただいているんですよね。10月頃に民営化する予定であるということで説明をいただいている、そのときに、たしかアンケートを取るのに際して市民のアンケートを取るとおっしゃっていたと思うし、あと、行政経営戦略会議にも市民アンケートを取るみたいなことも書いてあるのですが、今伺っていると、きらりの利用者と保護者にアンケートをお願いしているということだったんですけど、いわゆる市民アンケートというのは取っていないんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

今回実施しているのは、ビリーブ、放課後等デイサービスの総称です。あと、きらりの生活介護の利用者のほうにアンケートを実施しております。こちらの施設につきましては、新規施設ということではないということで、まずは御利用者のほうの御希望、御要望だったりお声だったりを伺うことが最優先と考えておりますので、市民アンケートについては実施しておりません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そのアンケートのまとめというのを資料で頂いているんですけど、それを見ますと、市が障害者支援センターの運営に関与しているからいいんだという意見もあるんです。とにかく関与をなくす、自由度を高めるというのがさっきの御説明だったんですけど、市が関与しているからいいんだという声も少なからずあるという中で、それでも民営化がどんどん進んでいるという状況、ここら辺の意見については、障害を持っている人は一人一人ケアをしていかなきゃいけない存在だと思うので、そういう意見はないがしろにはできないんじゃないかと思うんですけど、こういう意見についてはどのように捉えられていますか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

アンケートのほうでありましたり説明会のほうの中でも、たくさんのお声をいただきました。そのような中で、民間へ移管後も、まずは現在の場所で現在運営している福祉サービス、生活介護であったり放課後等デイサービスであったりというサービスを継続し、現在の利用されている方が民間移管後も引き続き利用していただくことが可能な運営方法とすることを最優先に考えています。現在の運営につきましても、市のほうが関与している指定管理料といたしましては、相談支援のみとなり、ほぼ自主運営されているというところから、今回の検討に至っているところでございますので、御意見をいただいたのは事実ではございますが、今通われている方が、この後も通っていただけるというところは変わらないというところで認識しております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは、同じ場所に同じように通っていただけることを前提としたいとおっしゃっているんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

おっしゃるとおりです。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、運営主体が、母体が変わっても、そこに同じサービスを持ち続けると聞こえますけど、そういうことですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

委員のおっしゃっていることのお答えになっているか分からないんですけども、市が検討している中で、民間移管するに当たっての検討の中で、市が一定の関与をさせていただく必要があるという判断で、土地のほうを貸与という形にしておりますので、事業を継続していただくというところをここで担保するという提案とさせていただいております。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 土地を貸与するということが、今の事業を継続するということになるんですか。要は、今回1回指定管を切ると、民間委託にすると。民営化する、民営化の意味がよく分からないんです。民営化するんだったら、今の事業者じゃなくても別にいいですよということになるんですか。そこら辺がよく見えてこないから、もやもやしているんだと思います。

土地を貸与すると、民営化しても、今のサービスが、利用者たちが受けられるという担保になるんですか。事業者は確定してないわけですよ、今のお答えだと。事業者が確定してないのに場所と建物だけあって、何で今の利用者たちが同じサービスを受けられるとなるんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

委員の御質問についてなんですが、市が一定の関与をしていくというところが必要だということで、事業を継続していただきたいというのが、利用者の方々、保護者の方々の御要望でございましたので、通っていただけるようにするには、全てを譲渡してしまうというところでは難しいということになり、検討している中で、土地の貸与というところが出てまいりました。

御質問にあったように、現指定管理者だけがその事業を展開していくということではなく、広く公募という形で、できる事業者に手を挙げていただけることで公募という方法を取ってまいります。しかしながら、やはり、こちらの事業につきましては、強度行動障害であったり医療的ケア児の支援が、難易度が高い方々の事業でございますので、こちらのほうができる方をお願いしていくというところで考えているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 アンケートを読むと、今の事業者が本当にスキルアップしていて、本人の特性に合った対応をしてくれているからいいんだとか、職員がすごく努力しているんだとか、今の事業者を評価する声というのも少なからずある。でも、今の事業者ということは特定はしなくて、広く同じサービスを提供してもらえるところを探すとおっしゃっているんですよ。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 現在の令和5年からの指定管理につきましても、公募で募集させていただ

いているところがございます。広く周知するという形、できる方々が、今、民間のサービスは日々すごく努力されておられ、どうやったら難しい方々の支援ができるかというのは、日々、市内のサービス事業者も考えて、創意工夫して運営されているというところがございますので、条件は、あくまでも難しい方を支援できる人という条件はつけさせていただきますが、必ずしも現指定管理者のみができるというわけではないというところで、こちらについては、保護者会等についても、現指定管理の募集と同様な方法で公募という形を準備していますということもお伝えして、御理解いただけるように丁寧に説明しているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、議案の説明のときに、民間のサービスが充実してきているから、今まさに課長がおっしゃられたことが民営化の理由であるということをおっしゃられました、部長が。民間のサービスが充実してきているから、もう手放しをしてもいいんだというところに、今やっている指定管理の仕事は多岐にわたっていて、それは全部今、市内で育っている民間が引き受けられるような状況になっているかどうかの確認というのはされているんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

民間との役割分担というところになると思うんですけども、全く市が手を引いてしまうということではなく、民間とのしっかり役割分担を考えた上で、行政経営指針であったり実施計画に基づき検討を進めているところがございます。基本的には、この事業のほうをお引き受けいただけるかどうかの可能性については、現指定管理者につきましても意見を伺っているところがございますが、今も当然やっておられるので可能だというお声を聞いていただいておりますので、できる事業者がないということにはならないかと思っております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 石田委員。

○石田里美委員 今後民営化になるにつれて、重度の障害をお持ちの方々も、居宅でも介護サービスが受けられると。なおかつ、入院時においても介護をつけることができると、重度障害の方にもそういう制度ができておりますけど、そういう方も含まれた、いわゆる民営化につなげていく予定でしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

議員のおっしゃられました事業につきまして、今回の御提案につきましては、今現段階で、障害者支援センターで実施している通所のサービスになります。こちらの生活介護の事業、放課後等デイサービスの事業、それと日中一時支援というところの地域生活支援事業の委託を継続して行うことで、

今いらっしゃる方が引き続き通っていただけるようにというものになっておりますので、今のところ、御提案いただいている業務を加えて運営してほしいというような市のほうの考えは、今のところ持っておりません。ほかの事業者でそちらのほうはお願いできると思っております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 石田委員。

○石田里美委員 できる限り、さらなる支援サービスの展開でお願いいたしたいと思います。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 私も、質問たくさんあるんですけど、昨年5月23日に現指定管理者の方、理事の方と職員の方と市が話した内容を見させていただくと、公平性の観点から公募による選定手続が必要と理解を求めているんですけど、先方のほうで一者随契で行うことはやはり難しいんでしょうかと言っていて、再度精査させていただくと市が答えていますが、どのような精査をして、やはり変えないで公募で民間に移管という結論になったんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

先ほどもお話しさせていただいたんですが、現指定管理の令和5年に募集したものにつきましても、皆様の御理解の下、公募による事業者選定を行って、今の現指定管理者にお願いしています。繰り返しになりますが、指定管理者だけがこの事業を運営しているというわけではございませんので、そういったところも踏まえたと、やはり公募という方法を取らせていただきたいということで回答しています。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 この事業というのは、なかなかほかと比べづらいんですけど、公共施設を運営するようなものとは本当に質が違うものじゃないですか、難易度というか。このアンケートも、72件というのがアンケートを取った先の件数で、回答数は13件だったようなんですけど、全員保護者か介護者の回答ですよ。私も障害者の、質問じゃないです、すいません。そうなんです。それで、私も障害があるという方にも関わるんで、それがすごく気になるんですけど、今回利用している利用者本人の方、保護者の方が納得するかもしれないですけども、でも、今回の利用者本人の方というのは、最もサービスとかそういう生活の変化に敏感で、崩れてしまったり対応できない可能性が高い人たちではないかと私は思っていて、先ほどから、ほかの事業者でもできるとか、同じ場所で同じサービスを提供するとおっしゃっているんですけど、それは同じ事業者ではないとできないことじゃないのかと私は感じているんです。同じレベルを求めて応募してきたからできるものではないと思っているんですけど、障害者の方本人への影響というのはどのくらい考えて、事業者とか保護者の方と話し合われた

んでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、やはり御本人様の変化、ささいな変化によって不安定になってしまったりというところは、もちろんこちらのほうでも、その辺のところは理解しております。しかしながら、やはり、こちらのほうでも、公募から事業者選定、引継ぎの期間というところを十分に設けるといところで、いかに早く選定させていただいて速やかにしていただくかというところを進めてまいりたいと考えているということと、あとは、使い慣れた備品であったり、そういった使うものというものにつきましても、今市のほうでも可能な範囲で備品のほう等も、そのまま置いたまま使っただけのようなことも必要かと考えているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 白井市は、一者随契、山ほどやっていて、先ほどもシルバー人材センターに高齢者の就労支援は、もう長年やってもらっているから頼むと言っていたんですけど、このことに関しては、状況が変わるとすごく悪い影響が出たり、障害の特性というか、状態が悪化する可能性が高いにもかかわらず、随意契約の条件に当てはまらないとしている理由は何でしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

障害福祉のサービスの提供というところになりますと、国・県等でしっかりと研修等も行っていただいておりますし、スタッフのほうの育成というところは大変重要視し、日々、皆さん、努力されておられると認識しております。そのような中で、放課後等デイサービス等に市内における事業所が増えてきている。生活介護につきましても、現指定管理者だけの事業展開ではないというところもございますので、そういったところで、難しい医療的ケア児であったり、強度行動障害の方であったりというところの方を引き受けていただけるというところが現指定管理者だけなのかというところを踏まえますと、こちらは公募という形を取る形を考えているところでございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、ほかもあるとおっしゃるんですけど、いなかったでは困ると思っていて、いなかったら現のところをやると思っていらっしゃるんでしょうけども、ほかにどのぐらい具体的にこのレベルでサービスを提供できるところがあるとお調べなんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

全ての事業者ができるとは思ってはおりませんが、やはりこういった取組を市が考えているという

ところを地域自立支援協議会等のほうでお話しさせていただいたりする中で、御意見のほうは特にその会議の中ではなかったんですけども、そういった市の動こうとしていること、やろうとしていることというのを事業者と共有させていただいている中で手を挙げていただけるものという考えを持っているところがございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 具体的に受けてくださりそうなところとか、同じレベルを同じ場所で保てるようなところというのに、めどはついているんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

今、障害者支援センターで行っている事業が複数ございますので、その辺りのところもありますが、先ほど申し上げたように、この事業を展開していきたいんだというところで、地域自立支援協議会等にサービス事業者がお見えいただいて話している中では、市でサービスが足りていないものは何か、それは誰ができるのかというところを踏まえた上で検討していただいているというか、認識していただいていると思っておりますので、この後も、市の考えをお伝えしていきながら進めていくような形にはなろうかと思いますが、確実に複数手が挙がるかどうかというところは、現段階では、まだこの後、お話ししていく機会はたくさんございますので、そういったところでは現段階ではここまでという形になっている、想定しているというところが、お答えとさせていただきます。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 この質問を繰り返し行っていると、自立支援協議会という言葉が必ず出ているんですけど、そこに加わっている人たちが受け手になる可能性があるから、考えを伝えているということなんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

市内の事業者が集まり日々共有しているという場になりますので、そこだけかと言われてしまえばあれなんですけど、大きくはそこがサービスをよりよくしていくための考えを皆が共有し検討している場になりますので、主なものとしたしましては、そちらの会議の場だと認識しております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 具体的に、先ほどメリットの質問について、民間移管のメリット、指定管理料がなくなる、修繕料の負担がなくなる、事務負担がなくなるということなんですけど、指定管理料と修繕料について、どのくらい市が出さなくてよくなるとお考えなんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

既に指定管理のほうでお願いしている中で、先ほども少し申し上げましたが、指定管理料としてお支払いしているのが一般相談の入口の一次相談といった形での約80万の委託料でお願いしていて、それ以外は、指定管理サービス報酬のほうで行っておりますので、市のほうからは、指定管理料としてお支払いしているわけではないんですが、そのことを踏まえた上で、費用対効果を決めるには、指定管理と民間移管のほうの比較ということでは、年約450万という積算をしているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今後かかる修繕料については、お答えいただきましたか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

3年間の修繕の平均になりますが、86万と積算しております。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今後、民間移管した後、その事業者が修繕料をずっと引き受けるということになるんですね。有償譲渡だから。それについては、現指定管理者が買うとしたら譲渡金額次第だし、コストをかけて、建物の修繕の規模とか細かいこと、調査を行う必要があるんじゃないかというやり取りを何回かされていると思うんですけど、結論を見ると、市はその調査費用も負担できないと言っているんですけど、私、これが信じられなくて、今のところでもそうですけど、民営化したときは、引き受けたところが、今まで指定管理だったら市が請け負はずの修繕料を全部持つし、それに幾らかかるかも市は調査してないし、負担すらないというのはどうしてなのでしょう。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 調査の現地の確認というところの御質問、1つあったかと思うんですけども、現指定管理者の許可が必要にはなってはくるんですけども、公募期間中に現地確認をしてもらうことを想定しております。また、築年数や劣化状況調査など、開示可能な施設の情報などを参考に、民間事業者が手を上げるか否かを判断するというものになります。

修繕につきましては、この後、現段階で大規模の改修が必要であるという趣旨ではございませんが、必要な修繕については、市のほうが指定管理期間の間に、何か修繕が必要なものがあれば、もちろんそちらのほうは修繕をさせていただきます。そして、お渡しした後は、事業者のほうが負担していくというような形になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 すいません、まだ質疑たくさんあるようなので、ここで休憩をいたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○長谷川則夫委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 先ほど、建物にかかるお金が3年間の平均で修繕費が86万1,000円とおっしゃったんですけど、それは市が払ってきたお金ということですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 委員のおっしゃるとおりです。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 私たち、常任委員会あの場所を見学させてもらったりとかしているんですけど、相当改修をしていますよね。門扉を加えたり、利用者さんが壁に穴を開けるので、壁を厚くしてみたりとか、そういう意味での改修、必要な改修をされていると思うんですけど、今までの改修の費用というのは、指定管理者に選定して必要なものというのは、10万円以上になると、市が応相談になってくるじゃないですか。その対象で市が出してあげたりしたことはあったんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

私のほうも施設のほうはお邪魔しているところで、おっしゃっているところが、そういったところかと分かるんですけども、おそらくこちらのほうの壁を厚くするとか、そういったところについては、事業者が工夫されて実施しているものと思われまます。市がお出ししたか確認しておりません。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 あそこを障害者支援センターとするとした時点で、何らかの改修が必要だったんだろうと思うんですけど、その改修に必要な費用は、みんな事業者が出しているということで、今まで累計でどのくらいかかっているとか、そういう話はしたことありますか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 委員、確認ですが、南山保育園から障害者支援センターに建物を改修することにつきましては市のほうで実施しておりまして、耐震工事、門扉設置、園庭を駐車場にする等の大きなものにつきましては、それで引き受けていただける方という形でスタートしているものになりますので、そういった大きな、そこまでの改修というものは、私が記憶する限りではなかったと思われまますけど、どのくらいかという数字につきましては、大変申し訳ないんですが、今までの累計は持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 幾つか事業者のほうで改修しているところがあるというお答えでしたけども、1回

有償譲渡にしますとなると、この指定管理者制度がなくなるということになりますと、改修したところは原状復帰を求めることになるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

指定管理の終了後の原状回復というところの御質問かと思われませんが、こちらにつきましては、先ほど委員がおっしゃられるように、障害福祉サービスの提供に当たりましては、通所される障がいのある方の特性により、壁を厚くしたりとか施設の使い勝手が大きく変わってくるものと思われまして。民間移管する際には、民間事業者が運営していく上で創意工夫して自由に変えていただけるように、現段階では、建物につきましては、原状回復せずに、現状有姿、ありのままという形を前提として考えているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 原状復帰、原状復帰って、何かというとありますので、ここもそういう原状復帰が求められた場合、同じ障害者たちが同じふうにご利用できるようにしたいと、課長、さっきおっしゃっていたにもかかわらず、施設を元に戻しなさい、壁を薄く戻しなさいとか、そう言うとしたら、すごい無駄なことになっちゃうなと思っていたんで、そこがすごく気になっているところだったんですけど、原状復帰ではなく現状有姿のままで、プロポーザルなり何なり、この形でどうですかと示しますということですね。よかったです。分かりました。

○長谷川則夫委員長 石田委員。

○石田里美委員 私は、民営化後に障害福祉サービス事業の一環として、障害の中でも、道具を使っていくというので、例えば、足であったら一般的に装具と言われてはいますが、そういったものを今後の関わり方というのは、どう関わっていくのでしょうか。例えば申請時とか申請後とか、なかなか1回で終わらないのが、劣化していきますよね。磨耗していきますので、そういったことで、民間になったときでも、関わり方というのは全て民営化にいく予定でしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

先ほど少し申し上げましたとおり、土地については有償貸与という形になりますので、完全な民営化ではないものということで、先ほど申し上げている事業を、今いらっしゃる方々に通いつけていただくために事業を継続していただきたいという考えの下で、一定の関与をさせていただきたい。ただ、もう少し自由に工夫していただけるような、速やかな改善とか、その方のケースに応じてできることをやっていくのに一々市のほうに許可をもらうとか、そういうことがなくなることになろうかと思っておりますので、そういった具体的な運営の内容については、市よりも十分に民間事業者のほうノウハウを持っておられますので、そういったお一人お一人に合ったサービスの提供方法を事業者のほ

うで考えていくというところを、こちら側としては、見守っていくことから、一定の関与はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 石田委員。

○石田里美委員 なかなか1度で終わらない、県も関わってきますので、その点、今現在でしたら、県の手続上で審査等が我孫子までとかという距離感がありますので、そういったことも、できる限り障害を持っている方たちの負担が少しでも少なくなるような福祉サービスを展開していただける民営化に持って行っていただきたいと思いますと思うところです。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今後の大規模修繕についてなんですけど、今後、公募でどちらかの事業者が引き受けた場合に、建物を買った事業者にとどのくらいの負担がかかるのか、その事業者が独自で別のところで事業をやるのと、建物を買って大規模修繕まで見込んでやる場合に、どちらがいいかというのは考える材料が必要だと思うんですけど、今後の大規模修繕の額とか、どんな内容になるかみたいなものは、市としてシミュレーションして、公募の際に判断材料にしたりはしないのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

現段階で、確かに老朽化はしておりますけれども、大規模修繕が必要な時期ではないというところもあります。先ほどの繰り返しになりますが、令和10年度までの指定管理期間で修繕が必要な部分については、引き続き受託事業者と協議の上で、必要に応じて市が修繕することになりますが、あとは、先ほど言いましたように、現状有姿という前提の考えというところもございますので、公募に入りましたら、お調べになりたい場合は調べていただいて、最終的に事業者が判断していただくという形にはなりますが、このくらいお金がかかりそうだというところは、現段階で改修が必要と捉えておりませんので、持ち合わせておりません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今後、民間移管の期間というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 土地の貸与というところの視点を踏まえたと、10年以上というところで検討しているところではございますが、状況に応じてになってまいりますので、段階で何年という形の定めているところは、今のところ、まだこの後も、来年度の建物の売却の価格が決まるところに踏まえて、再度検討という形になるかと思えます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 別の事業所が今の利用者を見るかもしれない期間とかは、建物の売却額とかが決まらないと決まらないというお答えですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

来年度、当初予算でこの後御審議いただきますが、不動産鑑定をして、建物の売却価格を決定します。加えて、どういった事業者を選定すべきかという選定委員会を附属機関条例の一部改正予定ですが、そちらで御審議いただいて選定委員会を立ち上げます。それで、どういった方々にといいのと、幾らの価格でということが今年度に決まります。その次、9年度に入りまして、選定をし、速やかに作業等を行っていくという流れになります。

スケジュールは以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 質問の意図が伝わってなかったようです。何年間、民間委託するんですかと聞いているんですけど、1回任せたらその後ずっとということですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

土地の貸与のことでちょっとまとめさせていただいたんですが、10年以上という形で市が貸与していくものですので、想定はしていますが、そちらについては、まだ決定ということではなく、想定しているというところになります。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 障害者サービスについて10年以上ということですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 委員の御質問に答えず申し訳ございません。もう一度整理させていただきます。

譲渡する形になりますので、ずっとになります。貸与の部分についてどうするかというところが、先ほど私のほうが説明したもので、民間移管するので、ずっとという形になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今回はもう一度、前に公募でやったので、今度公募で広く公平性を担保しているような民間事業者の人にやってもらえる可能性を開くというのが市の考えみたいですが、今回、譲渡したら、土地を貸しているというつながりだけ維持して、ずっとその事業をやってもらえるという予定でお任せするということですね。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

現段階では、そのような形で考えているところです。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 先ほどアンケートが充実しているという意見もあったんですけど、私はこの障害者支援センターアンケート、利用者アンケートは、すごくびっくりしたんです。アンケートのまとめを資料として見たので、アンケートを読んだ人にどういう文面で聞いたかというのまでは、冒頭の前文とかが書いてないので分からなかったんですけど、この質問だと、同じ場所だと利便性がいいと言っているから同じ場所にします、同じサービスが継続してほしいと言っているから同じサービスにします、でも、民間移管なので、受け手は変わるかもしれないということなんですけど、このアンケートに民間移管についてどう思いますかという質問がないのは何でなんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

冒頭にちょっとお話しさせていただいたんですが、このアンケート実施に至るまでに、利用者保護者説明会を行っております。その中で、民間移管の話をさせていただいています。参加いただけなかった方につきましても、同じ資料をお配りして御覧いただいておりますので、その後のアンケートという形になりますので、そこを聞いていないという形になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 お話ししたというところで、民間委託について賛成です、今の事業者じゃないところがやる可能性についても納得されていると分かったからアンケートには書かなかったということですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 あくまでも市の考えを御説明したという形になります。それ以外のところでも、丁寧に説明しているつもりでございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 じゃ、確認ですけど、ほか事業者がやることについての可能性についても、多くの皆さんから同意というのは得たんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

その御質問につきましては、意見交換会のほうでも出ましたので、そちらについて回答はさせていただきますので、説明しています。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 すいません、ちょっと理解力が追いついてないので、もうちょっとストレートにお答えいただきたいんです。ほかの事業者でもいいという納得が得られたということですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 納得いただけるように説明をさせていただいております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 今の回答でいいと思うんですけども。

徳本委員。

○徳本光香委員 説明をしたというのは動詞ですよ、やったということですよ。申し訳ありません。別に部長、課長を責め立てているつもりはないんです。本当に大事な案件で。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 委員のおっしゃるところの回答になるかは分かりませんが、市といたしましても、そのサービスを継続していく、通っていただけるような事業者を見つけていきたいということで、ちゃんと公募にいたしますということをお伝えしておりますので、それを選定委員会、市民の方も入って一緒に考えていく、どういった方ができるのか、医療的ケア児であったり強度行動障害だったり、本当にできる方に入っていただく、事業を継続していただくところをきちっと決めた上で選定していくという形を取らせていただきますので、今ある事業者だからということではなく、その事業が継続できる事業者をお願いしていくという形の説明をさせていただいております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今やっている事業者は、要は重度の、ほかで面倒が見切れませんというぐらいに重度の障害者も引き受けているところですよ。そういうようなところはそうそうないと思うんですけど、それを思い切ってプロポーザルなり何にして広く募りましょうというので、要は、利用している人の立場から見たら、こんな不安なことはないだろうと想像するんです。前も、公募型になりましたということなんですけど、民営化するわけですよ。指定管理者を継続してやるわけではなく、民営化するわけですよ。本当に必要に応じた内容が担保されるような中身でないと、一番寄り添わなきゃいけないのは利用者です。そうした場合に、それこそ高齢者就労指導支援センターと同じで、3号随契だって、私はこういうような場合での、市が多いのは2号随契ですから、3号随契はちゃんと法律に定められている随契ですから、そういう形できちんと継続を担保するというような民営化の在り方だってありだと思えます。どこまでその利用者に寄り添って、利用者が安心して生活を続けられるかということについての焦点をどのくらい当てているのか。そこについてどのくらい考えてあげている

のかということ、私は聞きたいです。お願いします。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、指定管理がここだったからというだけではないということは承知しておりますし、利用者がお困りになることのないようにというところと、配慮が必要な方、重度の方が受け入れていただけるというところの選定の方法について十分な吟味が必要であるというふうには認識しております。

ですので、その点につきましては、選定委員会のほうを立ち上げて、長期的に、まず、経営ができればならないので経営面の問題がある事業者では難しいです、そういったものの視点、あとは、しっかり見てあげられなくなってしまふ、通えなくなるような事業者になってしまうことのないような、そういった運営面などを多角的に調べた上で選定委員会で決めていただいて、公募のほうに移っていくということは、私どもからしても十分に認識しているところでございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 でも、選定委員会を設置して公募に持っていくと言っているけども、公募にすることは決まっているんですね。選定委員会は何を選定するのかと、どういうことについて話し合っていくのがかよくちょっと分からない。逆に今の説明で分からなくなっちゃったんですけど、何を決めますか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

選定委員会で募集要項をつくることになります。事業者選定をどういった内容で募集していただくか、自分のやってきているサービスで応募ができるかどうかというところを確認する内容になりますので、先ほど言いました経営面であったり、事業の継続性であったり、そういった質の高いサービスを提供していただく、重度の方が見れるというところの表現を多角的に確認していくという形で募集要項をつくるという説明をさせていただきました。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 では、ちょっと違う説明で、設置管理条例について伺います。

これもたくさん条文が、結構しっかりした情報があります。事業としては、総合的に支援するための法律に基づいた生活介護とか、児童福祉法に基づいた法令とか、継続障害児支援利用援助、ちゃんと何をやるかは書いてあるわけですが、さっき、高齢者のに質問したのと同じ質問になります。事業、それから管理、どういうことをやっていくかというようなことが、ここに全部書き込んであるわけで、これ令和10年度の4月、なくなるわけですね。それまでに、そこに4月1日にぱっとなく

なった場合に、それを受け継ぐ形でのものがないと切れてしまうことになっちゃうわけですよ。どう考えたらいいんでしょうか。それまでに契約をして、契約の中に全部入れておくようにするとか、そういうような形になるんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

民間移管の手法の1つの土地についての貸与のところになりますので、貸与契約のところで縛っていきたいというか、この内容を特化をしていきたいと考えているところです。以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 障害者児支援センターができるときに、これは障害者にとっての市の中核的な施設であるという議会での説明の下に設置されています。その中核的な施設であると銘打ってできたこの施設が、その存在意義がなくなったから、支援センターもなくすよという意味と捉えられるんですけど、そういうことですか。支援センターがなくなるという意味。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

あくまでも事業は継続するという形を取っています。ですので、事業の継続性ということをしっかり担保するということが大事であるということと、中核的な役割は、福祉サービスが22年のときにはほとんどいなかった中から、今は自立運営で来ている事業者がたくさんおられますので、そういったところで、自力で運営していただくことが可能になってきているということ。相談支援のところにつきましても、今年度、基幹相談支援センターが保健福祉センター内に設置されました。相談支援の中核的な役割が移行してきていると認識しております。ですので、生活介護、放課後等デイサービスにつきましても維持をしていく、継続していくというところに何ら変わりがございませんので、市といったしましては、なくなるという認識は少しニュアンスが違ってしまっているとは思いますが、なので、そういった形で市内全域でサービスを提供していくわけですから、障害福祉サービスの継続性というところは十分担っていけるものと認識しております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 障害者支援センターという名称自体はなくなるんですよ。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 白井市というところが入っておりますので、こちらについては、なくなるものと思われれます。新しく事業を運営する方が、名前をお決めになるという形になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 現在の障害者支援センターの仕事の中に、一応、相談事業も少し入っているのかな、まだ少し、さっきおっしゃっていた。基幹相談支援センターに相談事業は移っていくと思うんですけど、この80万円については、今後どうなる予定ですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

委員おっしゃられるとおり、今年度、基幹相談支援センターが保健福祉センターに開設し、中核的な相談支援については移行されました。その分で、一般の相談が、一時相談支援のところで、南山のほうで相談に来るといふ方を、一時的にこちらに来ていただいて、基幹相談支援センターだったり必要などころへを紹介していただいたりということがあると思いますので、一時相談の委託は継続していただいているんです。ただ、それが基幹相談支援センターの運営状況を踏まえてどうしていくかというところを検討しているところではございますので、現段階では全くゼロにはせず、段階的に今減らしているという形にはなりますので、基幹相談支援センターの運営状況を踏まえての今後の取組になってまいるとなります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、基幹相談支援のほうにシフトしていくということなんですけど、基幹相談支援センターで、相談もいろんな中身があると思うんですけど、1層、2層、3層、3つに分かれているという。要は、まず、対面で検討しましょう、いわゆるいろいろな相談ですよ、一般的な。それにさらにどこかにつなげて、さらに個別にやってあげる相談と、第3層になると、本当に直接的な生活介護につなげるとか、そういうような段階を追った支援の相談があると聞いているんですけど、基幹相談支援センターはそこまでの体裁は整っているから今受けているところはなしにすると、そういうような体制はきちんと整ってつなげられる状況になりましたか。去年まではここにお願いしていたわけですけども。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

全部の事業報告を、1年間まだ経っていない状況でございますので、現段階でという形にはなりませんが、緊急時の対応であったり、そういったところというのは、以前持っていたいただいたものの重要なものについては、十分対応していただいているものと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

○徳本光香委員 なかなか難しいとは思いますが、障害者の方々本人の意思確認というのは何かされたんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

意思決定支援というところの御質問かと思うんですけども、市のほうも利用者を第一に考えております。利用者を一番分かっただけの保護者の皆様と共に歩んでいるところでございますので、直接お声をかけるというところにはならないかもしれませんが、そういった中で、利用者が置いてきぼりにならないような説明でありましたり取組を進めていると認識しております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 市の最低限の関与ということで土地を貸し続けるということが、先ほどから何度か述べられているんですけど、これが人間が提供するサービスというか、つながりみたいなものを継続する保障にどうなるのかという、どう市は責任を持っていくのかというところを伺いたいんです。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

土地を貸与にするという形で、この土地で障がい者が事業が継続できないようになってしまわないように、別のものを建ててしまうようにしないように、市のほうに関わらせていただくということで貸与という形を取らせていただいております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 中身の運営とかについては、どのように責任を負えるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

中身の運営につきまして、開設や運営を一番を把握しているのは、施設を認可する県になります。県が許可をする、事業所を認定するという形にはなりますが、中身のほうは、事業者のほうで創意工夫してやっていただけるものと認識しております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 現事業者とのやり取りの資料をもらっています。こちらから民間委託したいんですけど、民営化したいんですけどという話を持っていったように思うんですけど、納得はされているのでしょうか。どの程度の納得感があるのか、ここ議事録だけでは、一者随契は難しいんだろうかみたいなことも書いてあるし、指定管理者がいいんだというようなこともあったと思うので、どの程度納得してこの話が進んでいるんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

今年度、民間移管する際の課題については、現指定管理者から御意見を伺って現状とかを把握しなければなかなか前に進めないというところもございますので、意見を伺ったりしているところではございます。その中で、現指定管理者のお考えというよりは、こちらから説明をさせていただいて、こういったほうに考えているんだということを説明はさせていただき、御理解いただけるようにこちらでも丁寧に説明させていただいているつもりでございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 要は、8月に戦略会議で民営化するとゴーサインが出たから、もうそれに向かってまっしぐらというイメージを私は受けているんです。だから、アンケートを取る、障害者からも聞き取りするという中においても、民営化がありきで、その中でということが前提で聞いているわけでしょう。それで現状を維持したまま、このままやってもらいますというのが、果たして本当に担保できるだろうか。戦略会議でゴーサインが出たから、それを守ってやらなくちゃいけないという、そういうような進め方にも見えてしまうところがあるんで、利用している重度の方とか寄り添わなきゃいけない人たちがいる中で、どれだけ寄り添えていたのかというのが、とても今まで見てきた資料の中だけでは民営化ありきで進んでしまっているんだと思えてしょうがないんで、そこら辺、どうなんですか。逆に、ほかにもそういう人たちがいて手を挙げてくれるに違いないみたいな、そういうめどというのはあるんですか。ないのに、とにかく公募のプロポーザルしますと言ったって、とてもそれは無謀な話じゃないかと思うんですけど、そこら辺、本当に当てがあってできそうな話なのかというのは、どうなんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

廃止ありきというお話ではございましたが、決してそういうつもりはございませんし、支援の難易度が難しい方々を日中の活動の場がなくなってしまうということは絶対にあってならないと当課も十分認識しているところでございます。

ですので、民間移管後も、現在の場所で、現在運営しているサービスを継続するということと、引き続き移管後もそれが利用できるということを最優先に考えているところであります。なので、決して廃止ありきで動いているわけではなく、民間事業者で運営ができるという考えを持っています。

ほかに当てがあるのかというお話で、この事業者ですというのはありませんが、先ほど申し上げました地域自立支援協議会のほうで、市内の事業所がたくさん集まっておられる部会の中で説明させていただいた中で意見等はなかったんですけども、プロポーザルの時期のスケジュール等のお問合せ等いただいているところでございますので、全くゼロということではないという考えを持っています。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。

○徳本光香委員 第6次総合計画の前期基本計画の中で、公共施設の機能の再配置とか、そういうことが何か所と書いてあるんですけど、その中では障害者支援センターの廃止、民間移管というのはそういう計画の中には入っているんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

時期障害者計画の目標像が、障害のある人もない人も人格と個性が尊重され、共に生き、共に参加して活躍できる地域づくりということを目指しているビジョンになります。この計画の中に、施策の方向の中に、公共施設の最適配置を含め各事業を定期的に見直すことにより、常にその時代のニーズに合った事業展開を推進するとしておりますし、今回提案させていただいております障害者支援センターを民間移管することにより、民間事業者の専門的なノウハウを最大限活用することで、サービスの質のさらなる向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 不動産鑑定が予算に入っているのを知っているんですけど、それは土地と建物と両方を鑑定するというのでしょうか。それに当たって、建物については、大分手が入ったりしていませんか。もし民間に譲渡するとしたら、買ったらすぐ駄目になったみたいな建物は買いたくないと思うんで、ある程度劣化度調査はしている、平成22年でしたっけ。支援センターができるときに改修しているから、劣化度は優良であるということも分かっているんですけど、建物をいよいよ譲渡するとなったら、中の診断とかもちゃんとして、鑑定の価格の中に入れないといけないんじゃないか。ただ高いものを買わされてすぐ駄目になったみたいなことにならないように、特に公共施設を譲り渡すので、どこまでちゃんと劣化度調査なりをしてあげてから鑑定をするのかというのがちょっと気になるんですけど、どのようにされますか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 劣化度調査につきまして、今公表されている部分につきましては、平成30年のものになります。劣化度調査の結果は100%でした。ただ、7年ほどたっておりますので、もう一度100点かというところではないとは思っております。

御質問にありました不動産鑑定につきましては、建物のみという形にはなります。

繰り返しにはなりますが、公募期間中に現地確認をしてもらうことを想定しておりますし、築年数や劣化度調査など、開示可能な施設情報に参考にして、手を挙げる側の民間事業者が判断していただくような形となっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 現状不都合なところもありますよね、施設の中で。排水とか。そういうようなのは、直さずそのまま鑑定に出すんですか。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、現状有姿という形で確認していただくことを前提として考えているところです。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時32分

○長谷川則夫委員長 再開します。

これから討論を行います。

それでは、討論に対しては、議案第12号に対する意見を述べてから討論を行ってください。討論ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 継続の審議を提案します。というのでは、今ずっと長いこと質疑していたんですけども、障害者がこのままの状況で過ごせるかどうかというのは、運営母体が変わってしまったら当然変わってしまうわけで、そこら辺、今の人がずっとやるのがいいという話ではないですけども、一番寄り添わなきゃいけない利用者目線が一番大事で、そこについてどうこれから担保ができるのかというところの検討がちょっと足りないのじゃないのだろうかと、とても気になっています。今の施設も、譲渡するにしても、もともとが保育所だったのを障害者施設に転用しているので、使い勝手もそういいはずないし、いろいろ改修もしなくちゃいけないだろうし、そういう中で、どういう形で今の利用を移行していったらいいのかというところをもう少し検討して事業者とよく話し合ってみてはどうかと思った次第です。

改修は令和10年、再来年の4月ですよね。不動産鑑定は行っても全然いいと思うし、検討の材料になると思うので、それはいいと思うんですけども、今まで出てきた中でのやり取りの中からは、とても、利用者がどうなっていくかというところが一番不安な部分が、私は不安が払拭できない。もうちょっと事業者と密な話をして、それも、こういう話になっているということをもうちょっときちっと公にした中で進めていただけたらいいと思うので、少し時間をかけてもいいんじゃないかということで、継続の審議の提案をします。

○長谷川則夫委員長 ほかに討論はございますか。

賛成、反対、継続を含めた討論。徳本委員。

○徳本光香委員 私も継続審議に賛成します。

今日いろいろ質問させていただいたんですけども、私が一番大事に思っているのは、場所とかサービスというもの、内容だけではなくて、偽善的なことを言うみたいですけど、人間だと思っていて、一番重要なところが今日確認できなかったと思っています。まず、これに関わっている一番の方というのは障害者の方ですけど、ちょうど一昨日、ADSの方の映画を見まして、本当に一番重くなると、まばたきもできなくなるということですけど、その中で関わる人全員が、どういう意思を持っているかということを実際に必死に本人も伝えようとするし、周りの人も受け取ろうとしていたというのがあって、どれだけ重度の方であっても、本人の意思確認というのは必要ではないかと思っていて、私が想像するだけなのでそれは確認しないと分からないんですけど、同じ場所で同じレベルのサービスだったらいいということでは絶対はないと思っていて、それを確認できるアンケートになっていないと思ったんです。選択肢がありまして、5番目の問いだと、利便性が高いとか、支援の内容がいいとか、受入れ体制がいいとか、市が関与しているからという選択肢から選択してくださいと言っているんで選択しているんですけど、ここにはない選択肢がたくさんあって、自由記載のところには人のことが書いてあるんです。人とのつながりというか、職員の努力で重たい障害がある方でも安心して通えているということがあって、なので、さっきしつこく確認したんです。ほかの事業者でもいいという同意が得られての民間移管、一者随意契約はしないという決定なのかとお聞きしたら、やっぱり本人の意思確認というのはできていないし、保護者に関しても、指定管理者の方に関しても、その人たちのお考えではなくて、こちらのやりたいことを誠心誠意分かってもらえるように説明しましたという答えでした、最後まで。

なので、同意が得られたかどうかというのはすごく疑問だし、私としては、自然な感覚では、恐らく今の指定管理者が、どこか行けばみんなついていきたいのではないのかと。私も一対一で人と関わっている者として、みんなその場所、その事業者ということではなく、どの先生がいるかで行く場所を決めたりされているので、そういう人のところじゃなく機能面の話、お金の話ということがすごく強調されているように感じていて、これはその部署というよりも、戦略会議に関わる方含めて、一番の責任者としては、笠井市長の障害者支援とか、それに関して、土地さえ貸していれば一定その

サービスが続けられる、担保になるというような形では、市の責任の取り方というのはとても不十分で、ここをもっと担保できるようなやり方というのを継続して考えてほしいと思いますので、今回は判断しない。するとしたら大反対になってしまうということなので、継続に賛成いたします。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに討論ございますか。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時39分

○長谷川則夫委員長 会議を再開します。

ほかに討論はございませんか。討論ありませんね。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決しますが、採決に入る前に先立ち、採決の方法について申し上げます。

議案第12号に対しては、柴田委員から継続審査を求める提案がありました。したがって、初めに継続審査、次に原案の順に採決をいたします。

まず初めに、継続審査に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立2名であります。

したがって、可否同数です。よって、ただいま報告したとおり可否同数でありますので、白井市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において議案第12号の継続審査について採決いたします。

議案第12号について、委員長は継続審査とすることは否決といたします。

よって、原案について採決を行います。

原案について賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立2名でございます。

したがって、可否同数であります。ただいま報告したとおり可否同数でありますので、白井市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において議案第12号の可否を採決いたします。

議案第12号について、委員長は決定することに賛成といたします。

よって、当委員会は第12号について可決するものといたします。

以上で、議案第12号の審査を終わります。

ここで休憩をいたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時50分

○長谷川則夫委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(6) 議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について

○長谷川則夫委員長 日程第6、議案第18号 令和7年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑を行います。

22ページをお開きください。民生費3款1項社会福祉費、22ページから23ページ、24ページ、25ページの中段までなんですけれども、その中で説明欄に金額が入っていないのは財源の振替となりますので、この委員会の所掌ではございません。また、各特別会計、国民健康保険特別会計、あるいは介護保険、後期高齢者医療に繰り出しに要する経費についても、本委員会の所掌ではありませんので、お気をつけいただきたいと思います。

質疑に当たっては、ページを述べてからお願いをいたします。

質疑ございますか。25ページの中段まで、民生費の手前までです。社会福祉費全体です。

柴田委員。

○柴田圭子委員 23ページの2款1項1目の9)調整給付の不足額給付金給付事業に要する経費の減額7,300万円ですか、当初予算に比べると減額が相当大きいと思うんですが、これはどういう状況だったんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

当初予算では6,310人分計上しておりましたが、予算の不足が生じまして、9月補正でさらに2,240人分追加させていただきまして、予算上ですと8,550人分、予算にして2億6,145万8,000円を計上させていただきましたが、実績といたしまして、6,539件に対して1億8,784万円の支出をしております、残りについては、執行残で今回減額させていただくものになります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。25ページ中段まで。

柴田委員。

○柴田圭子委員 25ページの1)の最後の償還金利息及び割引料、消費税仕入れ相当額確定、録画を

見てそう聞いたんですけど、意味がよく分からないので、説明をお願いします。

○長谷川則夫委員長 場所をもう一度おっしゃっていただけますか。

○柴田圭子委員 25ページの上から、22、償還金利子、上から5行目の償還金利子及び割引料の5万1,000円。

○長谷川則夫委員長 番号22番ですね。

奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年度に千葉県の介護施設等整備事業補助金交付金のほうの消費税仕入れ相当額が確定しましたため、県に返還するものとなります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 令和5年度介護施設整備事業補助金交付の消費税仕入れ控除が確定したという意味が分からないんですけど。

○長谷川則夫委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 県の補助金のほうで、消費税というのを除外する必要があります。その消費税控除する額が決まったため、その分を県に返還するというような形で伺っております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。ほかにございますか。25ページまで。よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 24ページの一番上の5)の障害福祉サービス事業の112万3,000円の減額のところで、説明は受けたんですが、公共交通機関の割引により、このサービス自体の費用が減少したという理解でよろしいでしょうか。違っていたら、解説をもう一度お願いします。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

その月の通所に要した運賃費の実費から、事業所から別途支給される交通費を控除した額になりまして、割引が利用の区間のところで行えましたことから、請求する額が減ったということで、委員のおっしゃるとおりになります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 割引率が減ったというところを、もう一度詳しく説明をお願いします。

○長谷川則夫委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 近年の鉄道の割引の制度につきましては、当事者と介護者が該当するんで

すけれども、特に一番利用される北総線が6年の4月1日から精神保健手帳1から3級で、まず切符で半額割引を開始し、7年の4月1日からICカード回数券、定期券のほうは順次割引になっているというところがありますので、そちらのほうは割引されている分、運賃費の実費額が減るという形になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

[「ありません」と言う者あり]

○長谷川則夫委員長 次いきます。

25ページの下段、民生費、5) 児童福祉費のところ、民生費、全部でお願いします。生活保護、民生費全般、27ページの中段まで質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 25ページの下(10)の放課後児童健全育成事業の電算委託料8万8,000円と、それについて、e L T A X導入を令和8年度にしたという説明だったと思うんですけど、e L T A Xというシステム全体を令和8年度に移行したから、これもその1つなんだという解釈でよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、今御質問あった放課後児童健全育成事業の委託料電算委託料、マイナス8万8,000円のところのe L T A Xについて御回答させていただきます。

e L T A Xにつきましては、地方税に関する手続きをインターネットで電子的に行うための全国共通のシステムで、企業や個人が自治体に電子申告や電子申請、電子納税ができるような仕組みになってきます。国は、本年、2026年の9月から、全国の自治体でe L T A XとL Q Rを活用した公的収納のデジタル化の拡充を開始する方針としており、Q Rコードを読み取るだけでe L T A X経由で電子納付が可能になります。本市において、市民税とか税金関係で既にe L T A Xの導入をしているところですが、保育料などの交付金については、今後の対応となっております。

令和7年度の当初予算の編成時点では、国の動向というのがまだ不明瞭な点等がありまして、本市としての導入時期は決定していないものの、早期に導入が必要になった場合に対応できるように、一旦令和7年度の予算でシステム改修費を計上させていただいておりました。

今回、公金収納の担当課や委託業者と導入時期について調整を図ったところ、令和9年の4月以降に発送する納付書での対応というのが適切だろうと判断したため、本年度予算分については減額補正をさせていただきまして、令和8年度の当初予算で再計上をさせていただいたところになります。

そうした理由で、ここが減額補正になっているというものになります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

武藤副委員長。

○武藤美砂子副委員長 26ページ、事業ナンバー3、保育園事業及び運営に要する経費の中の、今と同じような電算委託料8万8,000円、減額になっていますけど、同じような内容ですか。

○長谷川則夫委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 先ほど出てきたところが学童保育で、ここの保育園事務及び運営に要する経費につきましては、保育料の部分の内容になりますので、理由は同じ理由になります。

以上になります。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。よろしいですか、民生費。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 続きまして、27ページの中段、衛生費から、29ページの公害対策費の手前までを一括します。4目の手前までです。失礼しました。29ページの中段から、ございますか。質疑はよろしいでしょうか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、28ページの2)、4) 出産子育て応援事業に要する経費と、妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業に要する経費、いずれも減額なんですけれども、見込みより少なかったからということだろうと思うんですけれども、実際にはどのくらい見込んでいて、どのくらい少なかったというか、人口増が起きなかったということなのかと思うんですけど、そこら辺の状況を御説明願えますか。

○長谷川則夫委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 それでは、まず、2) のほうから説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、国の制度改正で、給付の関係の事業費の部分が、12節の委託料のところ、新生児訪問の指導委託料までが、もともと02事業のほうで支出を予定していたんですが、国の制度が改正されまして、04事業のほうで支出をすることになったことから、全ての金額が減額というような形にさせていただいております。

18節の負担金補助及び交付金のほうにつきましては、そのまま実施をしているんですが、こちらについては、対象が令和7年の3月31日以前に出生された方が対象になります。もともと60人で想定をしていたんですが、今回15人分を減額させていただきまして、45人分を予算計上させていただくような形となります。

続きまして、04事業の妊婦のための支援給付につきましては、こちらについては、先ほどの02事業の7年3月31日以前の後に生まれた方が対象になります。実際に、当初予算では615件分、妊婦の方と子どもが生まれた方等、それぞれ2回支出をするような形で想定をしておりましたが、最終的に538人分という形で77人分の減額をさせていただいております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今回の説明で分かったんですけど、2)の12節は丸ごと4)のほうに移ったと。マイナスがその分、4)は大きくなっているという意味でしょうか。

○長谷川則夫委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 お答えします。

12節につきましては、04事業のほうは減額補正をしていない部分になります。こちらについては、減額が必要な部分を02事業の分を支出することによってプラマイゼロのような形で減額をしていないというのが、現在の補正予算の内容になっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、歳出については質疑を終わります。

次に、歳入について質疑をお受けいたします。

13ページをお開きください。このところなんですけれども、13ページ、13款1項1目民生費負担金、15款1項1目民生費国庫負担金、15款2項2目民生費国庫補助金、15款2項3目衛生費国庫補助金中、出産子育て応援交付金及び妊婦のための支援交付金、16款1項2目民生費県負担金、16款2項2目民生費補助金、そして、15ページのほうに渡って、16款2項3目民生費県補助金中、地域自殺対策強化事業補助金、出産子育て応援交付金、妊婦のための支援交付金、17ページのほうにいて、21款3項2目雑入中、子ども発達支援センター給食費職員負担金及び消費税等返納金、これらが対象となります。歳入全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございますか。

13ページからになります。13ページから17ページです。歳入、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、歳入について質疑を終わります。

次に、継続費補正について質疑を行います。

7ページをお開きください。継続費補正のほうですけれども、7ページ4款衛生費のみ、白井健康プラン策定事業、これが対象となります。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は原案のとおり可決されました。

特別会計に入る前に執行部の席替えがありますので、委員の皆様はそのままお待ちください。

会議を再開します。

(7) 議案第19号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について

○長谷川則夫委員長 日程第7、議案第19号 令和7年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑を行います。9ページから、歳出全般、10ページの終わりまでを範囲とします。質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 歳入について質疑を行います。

7ページ、1款国民健康保険から6款諸収入まで、大丈夫でしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり決定することに

賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり可決されました。

(8) 議案第20号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第4号)について

○長谷川則夫委員長 日程第8、議案第20号 令和7年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第4号)についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いします。

まず、歳出ですけれども、10ページをお開きください。総務費から、2ページしかございませんので、歳出全般で質疑をお受けいたします。質疑ございますか。ございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○長谷川則夫委員長 それでは、次に、歳入について質疑を行います。

8ページをお開きください。8ページの国庫支出金から9款繰越金まで、2ページ分です。ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○長谷川則夫委員長 質疑ございませんね。

質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○長谷川則夫委員長 賛成全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第20号は原案のとおり可決されました。

(9) 議案第21号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

○長谷川則夫委員長 日程第19、議案第21号 令和7年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑を行います。8ページをお開きください。一番最後のページです。8ページでしかありませんので、歳出全般でお願いします。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、歳入について質疑を行います。

1ページ戻っていただいて7ページについて質疑を行います。歳入全般。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第21号は原案のとおり可決されました。

(10) 閉会中の継続審査について

○長谷川則夫委員長 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査と申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

よって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後 4時18分